

平成16年度

包括外部監査の結果報告書

平成17年1月

目黒区包括外部監査人

公認会計士 梅澤厚廣

目 次

第1 外部監査の概要	1
1. 外部監査の種類	1
2. 特定した事件(監査のテーマ)及び監査対象年度	1
3. 監査のテーマ選定の背景と理由	1
4. 外部監査の方法	2
5. 外部監査の実施期間	3
6. 外部監査人補助者	3
第2 外部監査対象の概要	4
1. 委託事業とは	4
2. 区の委託事業についての取り組み	4
3. 監査対象のまとめ方	5
第3 外部監査の結果及び意見	6
1. 目黒区社会福祉事業団を主とした福祉関係の委託	6
(1) 目黒区社会福祉事業団への委託について	9
NO. 1～11 老人福祉施設運営管理委託	11
NO. 12 高齢者センター機能訓練室運営委託	18
(2) 事業団以外の福祉関係委託について	19
NO. 17 在宅介護支援センター運営委託(清徳会ケアセンター)	20
NO. 18 在宅介護支援センター運営管理委託(青葉台さくら苑)	23
NO. 19 在宅緊急一時入院病床確保委託	24
NO. 20 健康診断委託	25
NO. 21 休日・準夜診療事業実施に伴う委託	26
NO. 22 休日歯科応急診療事業実施に伴う委託	27
NO. 23 休日・準夜調剤事業実施に伴う委託	28
NO. 27 大岡山学童保育クラブ事業運営委託	28
NO. 28 東根学童保育クラブ事業運営委託	29
NO. 33 リフト付き福祉タクシー事業委託	30

NO. 34	大橋えのき園送迎バス委託	32
NO. 35	あゆみ園送迎バス運行委託	32
NO. 36	福祉工房等送迎バス運行委託	33
NO. 37	日扇会第一病院における緊急一時保護事業委託	34
NO. 38	緊急一時保護事業委託	35
	【目黒区社会福祉事業団を主とした福祉関係の委託一覧表】	35
2.	学校給食を主とした教育委員会関係の委託	38
NO. 43～57	学校給食調理業務民間委託	38
NO. 58	目黒区興津学園調理業務委託	41
NO. 61	スクールバス運行委託	41
NO. 73	清掃等委託(総合庁舎別館棟・上目黒二丁目文化公益施設)	42
NO. 88	目黒区総合庁舎清掃委託(別館除く)	42
	【学校給食を主とした教育委員会関係委託契約一覧表】	44
3.	施設維持管理等にかかる委託	46
NO. 77	公衆浴場へのポスター掲示委託	46
NO. 81	目黒区立大岡山小学校他1校電波共同受信施設改善委託	47
NO. 88	目黒区総合庁舎清掃委託(別館除く)	47
NO. 90	木造住宅密集地域(目黒本町六丁目・原町地区)整備計画推進業務委託	48
NO. 93	三田地区整備事業住宅等管理委託	49
NO. 96	施設運営管理委託(花とみどりの学習館、川の資料館、駒場野公園自然観察舎)	50
NO. 97	清掃委託(中目黒公園)	50
NO. 98	池・流水設備維持管理委託	51
NO. 99	公園運営管理委託(中目黒公園・目黒川船入場)	52
NO. 101	清掃委託(不動公園 他15カ所)	52
NO. 103	汚水処理装置維持管理保守点検委託	53
	【施設維持管理等にかかる委託契約一覧表】	54
4.	システム・コンピュータ関係の保守委託・運用委託等	56
NO. 107	住記系システム保守委託	60
NO. 108	税務システム修正委託(新証券税制分)	62
NO. 110	中規模システム操作記録開発委託	64
NO. 111	財務情報システム保守及び運用支援委託	65
NO. 112	端末機器(住民記録系・財務系)保守委託	66
NO. 114	イントラネットシステム保守運用委託	68

NO. 115	ネットワーク機器保守委託	70
NO. 116	ホストシステム運用委託	70
NO. 117	データエントリー業務委託	74
NO. 119	災害情報システム保守点検委託	75
NO. 122	支援費システム開発委託	77
NO. 126	粗大ごみ業務システム運用委託	81
NO. 127	小・中学校コンピュータ保守委託	82
	【システム・コンピュータ関係の保守委託・運用委託等契約一覧表】	83
第4 監査結果に基づく提言		85
1. 事業団にかかる委託について		85
(1) 計画について		84
(2) 人件費について		84
(3) 組織について		85
(4) 計算書類について		86
2. システム・コンピュータ関係の委託について		89
(1) 金額の妥当性について		88
(2) セキュリティについて		89
(3) 私用PCの取り扱いについて		89
第5 利害関係		91

委託事業の執行状況等について

第1 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

目黒区条例第53号(目黒区外部監査契約に基づく監査に関する条例)第2条に定める地方自治法第252条の27第2項に規定する目黒区との包括外部監査契約に基づく監査。

2. 特定した事件(監査のテーマ)及び監査対象年度

(1) 外部監査の対象

<委託事業の執行状況等について>

但し、重要性の原則に則り、区が契約した委託事業で契約金額が500万円以上のものを対象とした。また、平成15年度の外部監査で実施した「公の施設の管理(有料)」の委託関係は原則として除外した。

(2) 外部監査対象期間

平成15年度執行分を中心にし、必要に応じて平成16年度分及び過年度分についても監査した。

3. 監査のテーマ選定の背景と理由

目黒区歳出予算の科目の中で委託料総額の占めるウエイトは年々増加する傾向を示しており、人件費に次ぐかなりの金額(平成15年度当初予算額約109億円、歳出予算に占める割合約12.5%)となってきた。

区は平成15年度の目黒区予算編成事務処理方針の中で歳出予算の見積基準として、施設維持管理に係る委託経費については平成13年度、14年度と見直しを行い、見直しが未実施の施設については必ず見直しを行うものとしている。

また、その他の委託料についても委託項目の削減を検討し、必要不可欠なものに厳選したうえ、さらに仕様等も見直して所要額を見積もることとしている。

区とかかわりの深い財団・事業団等に対する事業委託についても、積算内容を精査して経費の節減を図ることとしている。

そこで今回は、これら委託事業の事務執行等が適正に行われているか、見直しすべき委託事業はないか経済性、効率性の観点を加味し、外部監査を実施することとした。

4. 外部監査の方法

(1) 監査の要点

① 委託事業の契約は適正かつ妥当かについて

- * 委託事業の契約手続きは適正妥当なものになっているか
- * 区の「財務事務の手引き」に沿った処理となっているか
- * 委託事業が随意契約による場合の理由は適切か
- * 委託契約にあたっての仕様書は明確・適切か
- * 見積り依頼業者の選定は適切に行われているか
- * 委託料の積算を適切に行っているか、予定価格の設定は適切か
- * 受託団体が再委託している場合、その委託事業が適正に行われているか、また、その契約金額・内容を正確に把握しているか
- * 合理的な理由がなく、委託先が長期化・固定化していないか

② 委託事業の費用対効果及び成果の検証について

- * 区民サービスの向上について効果の検証をしているか
- * 委託を行うことにより、事業の効率性が発揮されているか
- * 委託事業の見直しを毎年度実施しているか
- * 委託事業の履行確認・検査は適正に行っているか

③ 受託事業者に対する指導監督について

- * 委託事業が効率的・効果的に実施されるよう、指導監督を行っているか
- * 委託事業の事業実績報告書の中に必要な情報が記載されているか
- * 事業団等に対する委託事業で補助金との区分は明確なものとなっているか
- * 事業団等への委託料は概算払いとなっているが、精算・返還事務は適切か

④ システム・コンピュータ関係について

- * 情報システム全体について区として導入・運用方針は適切か
- * 委託に関するセキュリティの方針は妥当か
- * 保守が随意契約の場合、選定時に保守も含めた利用期間全体での金額の妥当性を検討しているか
- * 委託対象機器は有効に利用されているか。また、その検証をしているか

(2) 外部監査の主な監査手続き

監査にあたっては担当する部課から、事前に監査対象となる委託契約についての、過去3年間の契約金額、契約業者名、契約の概要、契約の方法等についての調査表を作成し、それへの記入・提出を求めた。それをもとに委託料の執行が関係法令、区の財務事務の手引き等に基づき適正かつ効率的に執行されているかどうかの主眼をおき、財務事務にかかわる監査のほか、経済性、効率性、有効性の観点を加味し、関係者への質問、関係諸帳簿及び証拠書類との照合を行った。

また、委託にかかる各現場についても必要に応じて赴き、質問、聞き取り調査等を実施したほか、外部監査人が必要と認めた監査手続きを実施した。

5. 外部監査の実施期間

予備調査 平成16年5月18日から平成16年7月6日
監査 平成16年7月20日から平成17年1月14日

6. 外部監査人補助者

庄司 末光 (公認会計士)
佐藤 紀彦 (公認会計士)
中村 元彦 (公認会計士)
都筑 宏充 (行政実務精通者)

第2 外部監査対象の概要

1. 委託事業とは

自治体が業務の一部を外部に委託することをアウトソーシング、すなわち業務の外部委託というが、近年、行政における各分野で委託化が進められている。

委託事業は委託に係る事務、すなわち委託契約に係る事務と委託に伴い発生する支払い事務や成果の確認等をいう。補助金等の支出は反対給付を伴わないものであるが、委託契約においては反対給付があるのが特徴的である。

委託契約を結んで行われる委託には、公法上のものと私法上のものがある。公法上の委託は法令に根拠があるもので、使用料、手数料等の徴収又は収納事務の私人委託、支出事務の私人委託、公の施設の公共的団体による管理委託等がある。

私法上の委託には、任意に契約を結び私人に委託させる方が有利でかつ効果的なもの、あるいは専門的な技術、知識を要するもの等で止むを得ず委託するもの等がある。

委託契約の法律上の取り扱いについては、公法上の委託契約にあつては、委託事務の範囲、その手続き等法律上の規定に従うことが必要である。

これに対して私法上の委託契約については、民法を主とする私法上の原則が適用されるものであり、これらに基づく自治体の財務規程等に沿って事務が処理されることになる。

目黒区における契約は、地方自治法、地方自治法施行令、目黒区会計事務規則、目黒区契約事務規則等に則るとともに、財務事務全般についてのマニュアルともいべき「財務事務の手引き」が作成されている。委託契約についてもこれらの法規等に基づき処理されている。

2. 区の委託事業についての取り組み

区が行財政改革を進める中で、区で直接行うより区民サービスの維持向上と効率化を図ることができる事業については、区の責任で管理しながら、民間委託を進めてきている。今後も民間に委ねられるものは委ね、民間活力を最大限に活用するという原則のもと、さらに積極的に活用し、特に、区民のニーズの多様化、増大に的確な対応を図っていかなければならない分野については、民間活力を活用することで、区の固有の行財政資源を必要な施策に重点的に配分し、サービスの総合力を高めていくとしている。

* 委託を含む契約面での取り組み

今回、われわれは平成15年度の委託契約を中心に外部監査を進めてきた。その結果、随意契約のあり方等について、いろいろな角度から問題点を取りあげてきている。しかし、区においても昨年度の不祥事をうけ、平成16年度に入り、契約面においてさまざまな見直しを図ってきている。例えば、①一般競争入札制度は現在区では採用されていないが、区の実態に即して可能な限り導入を図ること、②随意契約についてもその必要性が認められる場合に限り適用し、安易にこの方法を用いるべきではないなど、契約事務の透明性、公正性、競争性の充実に努めることを検討している。

このため、指摘したもののいくつかの事項については、現時点で是正・改善の動きがある。速やかにそれらを実現させるとともに、今後はわれわれの外部監査の結果も加味して、より透明性、公平性の高い制度運営に努めることを希望するものである。

3. 監査対象のまとめ方

今回監査対象とした委託契約は128件であり、外部監査にあたっては対象を便宜的に、以下の4項目にグルーピングした。委託件名、金額等はそれぞれの項目の最後に一覧として表にまとめてある。以下、これに沿って整理し、問題点のあるものを中心に記述する。

なお、一覧表の指摘意見欄に○印の付したものはこの報告書で取り上げているものである。

(1) 目黒区社会福祉事業団を主とした福祉関係

福祉関係については委託金額も高額で種類も各種あるので、区の出資団体である社会福祉事業団関係とその他の福祉関係団体とに分けてある。

(2) 学校給食を主とした教育委員会関係

区立の小中学校については、給食の委託化を進めている。平成15年度末現在で小中学校34校のうち15校で委託しており、約半数近くに及んでいる。

(3) 施設維持管理等にかかる委託全般

庁舎・公園等、区の施設についての建物等管理運営委託・業務委託のほか、他の項目に該当しないものを含んでいる。

(4) システム・コンピュータ関係の保守委託・運用委託等

ネットワーク機器・コンピュータの保守委託関係及びシステムの運用委託・開発委託業務に関する事務処理関係の委託関係が主である。

第3 外部監査の結果及び意見

1. 目黒区社会福祉事業団を主とした福祉関係の委託

＜福祉事業の概要と課題＞

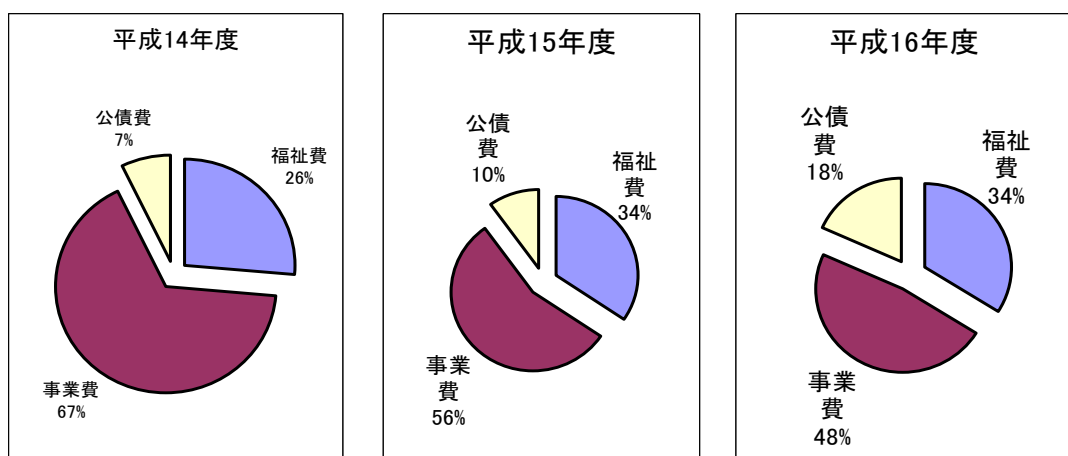
目黒区の歳出予算は、福祉費とその他の事業費とに大きく分けると下表のように、その他の事業費の割合は金額割合とも相対的に減少しているが、福祉費は、3年間で約10億円ずつ増大し平成16年度は310億円と着実に増加している。

平成12年度から介護保険制度が開始し、従来の福祉行政による措置から利用者による選択への時代に移行し、地方自治体は介護保険制度自体の推進主体として重要な役割を担っている。

このような状況のもとで目黒区は、平成6年度から15年度にかけて「目黒区地域福祉計画」を策定し、平成12年2月に目黒区地域福祉計画を改定した。さらに国や都の諸計画との整合性を図るために15年2月に改定をおこなった。

一般会計当初予算における福祉費・公債費の割合 (単位:千円)

項 目	平成14年度		平成15年度		平成16年度	
福祉費	29,307,007	26%	30,063,875	34%	31,073,497	34%
その他の事業費	73,460,825	66%	48,677,712	56%	44,049,439	48%
公債費	8,058,222	7%	8,700,315	10%	16,919,072	18%
合 計	110,826,054	100%	87,441,902	100%	92,042,008	100%



福祉費は、健康福祉・衛生福祉・高齢福祉・障害福祉・児童福祉・生活福祉に分類すると、当初予算の推移は次頁の表のようになっている。

健康・衛生福祉費は金額割合とも減少傾向にあるが、その他の福祉費は若干増加してお

り、それぞれの相対的割合はほぼ変化なく推移している。

児童福祉事業は、少子化傾向に対して、子育て支援事業等が課題となっている。

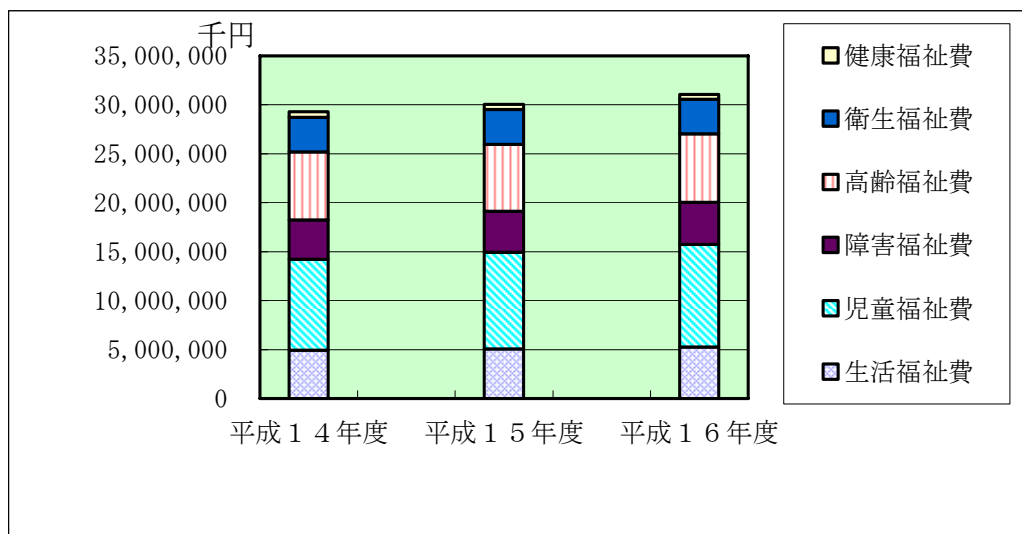
区民全体の健康増進政策として、地域医療体制等が区民の安心と信頼の基礎となるように、良好で有効な諸制度が構築されねばならない。

また、障害福祉事業は、障害者とそのハンディキャップを意識せずに自立的に共同体に参画することにより、その潜在的能力を発揮して区民生活をおくれるようにする事業であり、そのために区は独自の責務を有するものとする。

福祉費の推移 (単位 千円)

項	平成14年度		平成15年度		平成16年度	
健康福祉費	557,441	2%	510,094	1%	486,519	2%
衛生福祉費	3,561,561	12%	3,599,479	12%	3,562,010	11%
高齢福祉費	6,938,481	24%	6,846,478	23%	6,976,639	22%
障害福祉費	4,030,873	14%	4,155,794	14%	4,307,445	14%
児童福祉費	9,268,438	31%	9,896,454	33%	10,468,106	34%
生活福祉費	4,950,213	17%	5,055,576	17%	5,272,778	17%
福祉費合計	29,307,007	100%	30,063,875	100%	31,073,497	100%

福祉費の推移グラフ



このように福祉事業は、共生共助の社会を形成するために重要な事業であり、中でも、高齢福祉事業は、日本の人口構成の高齢化のなかで、全国的な課題となっている。

目黒区の人口は平成7年度の23万5千人から増加傾向にあり、平成16年では24万6千人となり、人口密度では23区中4番目にある。しかし日本全体の高齢化の趨勢にあわせての目黒区の3年間の人口推移(下表)をみても高齢化は生じており、福祉事業において高齢福祉費は増加することになる。

目黒区の年齢別人口の推移

(単位:人)

	平成14年1月		平成15年1月		平成16年1月	
年少人口	24,268	10.0%	24,512	10.0%	24,543	10.0%
生産年齢人口	177,507	72.8%	178,445	72.6%	178,453	72.5%
老年人口	41,926	17.2%	42,796	17.4%	43,251	17.6%
計	243,701	100%	245,753	100%	246,247	100%

<福祉事業の委託の課題>

福祉事業の委託は、直接的事業の委託のみならず、施設管理や事業運営に関連する業務などの多種類の委託事業が生ずるので、その委託契約に先行する意思決定手続きや積算手続きなどの確立が重要となり、これらの公正・公平な執行により、より効率的かつ福祉サービスの受給者たる区民の満足ある有効な福祉事業の遂行が実現されねばならない。

福祉事業の事業規模が増大するなかで、区の外郭団体である目黒区社会福祉事業団を核にして、高齢者・障害者の福祉事業を委託事業として推進してきたが、さらに民間の社会福祉法人・NPO法人等に委託事業を拡大している。

目黒区社会福祉事業団への委託費は、平成15年度で29億7,456万円(補助金1億3,980万円を含む)と区の福祉予算の約10%をしめている。

(1) 目黒区社会福祉事業団への委託について

社会福祉事業団設立の目的として、目黒区が設置する社会福祉施設の合理的、効率的、かつ柔軟な運営の確保を期し、その経営を委託するための社会福祉法人として平成元年に設立された。

基本財産として区が500万円全額出資している。事業団の収入の大半は区からの委託料と補助金からなっている。平成15年度は特別養護老人ホームなど16の施設を委託している。しかし、地方自治法の一部改正によりこれらの施設は「公の施設」として、平成18年度にむけて指定管理者制度の導入が予定されている。これらの施設運営の委託についても、今後は民間の活力を活かした、効果的・効率的な運営が求められている。

< 主要な高齢者福祉施設の概要 >

◎ 特別養護老人ホーム(特養ホーム)

この施設は、介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設であり、常に介護が必要で、居宅では介護を受けることが困難な高齢者を対象として、食事、入浴、排泄など日常生活の介助、機能訓練、健康管理などのサービスを提供する。また、在宅介護が必要な高齢者を短期間、当該施設に宿泊しながら介護や機能訓練などのサービスを提供する短期入所生活介護(ショートステイ)事業も行っている。

特養ホームは、都内に346か所(定員3万948人)あり、そのうち目黒区民のために、区内6か所(480人分)、区外15か所(285人分)の計21か所(765人分)を確保している。また、区内6か所のうち3か所は、区立施設で、その運営を目黒区社会福祉事業団に委託している(東が丘、東山、中目黒)。現在、特養ホームは需要に供給が追いつかない状態で(平成16年10月1日現在、入所待ちの人数は、1,147名)、そのため、平成15年8月から、従来の申し込み順で入所する方式から、介護度、介護環境や緊急性などによるポイント方式に切り替えられた。

なお、短期入所生活介護事業においても、区内6施設に計72床を確保している。

◎ 高齢者在宅サービスセンター(通所介護事業所)

この施設は、介護保険法に基づく指定通所介護事業所(日帰り介護施設)として、食事、入浴の提供や日常動作訓練、レクリエーションなどの通所介護サービス(デイサービス)を提供している。この通所介護サービスは、利用対象者等により、大きく「普通デイサービス」と「痴呆性高齢者デイサービス」に分類される。

普通デイサービスは、要援護高齢者を定期的にこの施設に通所させ、趣味生きがい活動・日常動作訓練などのサービスを提供している。

また、痴呆性高齢者デイサービスは、痴呆性高齢者を定期的にこの施設に通所させ、生活指導・養護などのサービスを提供している。この痴呆性高齢者デイサービス事業者の指定を受けるには、普通デイサービスの指定基準に加えて、①痴呆の症状を呈する利用者のみを対象とし、②単位ごとの利用者の数が10人以下であることなどの要件が加わる。

目黒区では、デイサービス事業運営を目黒区社会福祉事業団に委託している(4施設:田道、中目黒、東が丘、東山。ただし、痴呆性高齢者デイサービスについては、東が丘、東山2か所のみ。)

なお、通所介護施設は、介護保険制度開始以降、民間業者の参入が活発で、現在区立と民間を含め、区内に19か所が整備されている。

◎ 在宅介護支援センター

この施設は、在宅の暮らしや介護について不安や悩みを持つ高齢者や障害者及びその家族に対して、①在宅介護に関する情報提供や相談、②保健福祉サービス利用手続きの援助、③介護保険の認定申請代行及び申請受付・ケアプラン(介護サービス計画)作成など、在宅介護に関する総合的な支援を行っている。

区内には、おおよそ中学校区あたり1か所という基準に基づき、14か所設置(その内2か所が区立である。)されている。

区では、その運営を社会福祉法人や医療法人及び民間業者に委託しており、区民は、無料で在宅介護に関する総合的な支援を受けることができる。

◎ 高齢者センター機能訓練室

この施設は、介護保険法に基づく指定通所リハビリテーション事業所として、利用者に対して、理学療法士や作業療法士によるリハビリテーションのサービス提供を行っている(通所リハビリテーション)。

通所リハビリテーションを利用するためには、①要支援・要介護認定、②ケアプランの作成、③事業所との契約締結などの手続きを経た上で、介護費用の1割負担で利用できる。

通所リハビリテーション施設は、現在、区内に4か所ある(区立は高齢者センター機能訓練室で行っている)。

なお、この施設は、老人福祉法に基づく老人福祉センターの事業として、老人保健法の保健事業である40歳以上で訓練が必要な方へ、利用者の身体状況にあわせた機能訓練などのサービス提供も行っている(機能訓練事業)。機能訓練事業の開始にあたっては、①対象者の把握、②訓練判定などの手続きが必要で無料で利用することができる。

機能訓練事業施設は、現在、区内に区立1か所のみで、区は社会福祉事業団に運営委託している。

<参考>

◎ 介護保険と区の高齢者福祉の関係

従来、区の高齢者福祉については、措置制度という制度の枠の中で行われてきた。しかし、平成12年4月から介護保険制度の導入により、「措置から契約へ」という流れの中で、「介護保険のメニューにあるものは、契約というカタチで提供・利用され、この制度にないものを行政が提供する。」ということになってきている。

そのため、区は、介護保険の保険者として、制度・施設整備などを進める一方、事業者として、介護保険サービスの提供や、その隙間を埋めるために、区独自のサービス提供に向けた事業整備を進めている。

以下に福祉施設を中心とした共通の問題点と個別施設についての問題点をあげてある。

NO. 1～11 老人福祉施設運営管理委託 健康福祉部高齢福祉課

委託年度	予算額(円)	契約額(円)	契約業者名
平成13年度	2,194,182,822	2,106,870,606	目黒区社会福祉事業団
平成14年度	2,205,228,959	2,091,323,410	目黒区社会福祉事業団
平成15年度	2,111,212,245	2,035,452,564	目黒区社会福祉事業団

表 委託施設別予算額 (単位:円)

老人福祉施設	施設	平成13年度	平成14年度	平成15年度
特別養護老人ホーム	中目黒	352,589,324	358,751,051	359,200,945
高齢者在宅サービスセンター	中目黒	68,924,900	70,128,023	70,017,769
特別養護老人ホーム	東が丘	582,794,488	613,511,005	582,930,876
高齢者在宅サービスセンター	東が丘	81,571,144	66,747,690	68,065,306
痴呆症高齢者デイホーム	東が丘	55,644,083	59,501,690	57,730,417
在宅介護支援センター	東が丘	37,825,436	36,915,443	34,966,999
特別養護老人ホーム	東山	704,115,218	715,914,526	690,037,554
高齢者在宅サービスセンター	東山	84,018,804	82,553,287	82,062,010
痴呆症高齢者デイホーム	東山	53,345,492	52,630,383	50,797,013
在宅介護支援センター	東山	31,085,970	31,670,720	31,390,945
高齢者在宅サービスセンター	田道	75,791,515	82,089,555	84,012,411
合計		2,194,182,822	2,205,228,959	2,111,212,245

【委託契約の概要】

上記の施設は条例により、事業団に管理運営を委託されている。四半期ごとに必要経費を概算で支払い、年度終了後に精算を行っている。

【問題点1】

区は委託料を最終的に確定し精算するにあたり、委託事業に係る決算の内容を検査する必要があるが、実績報告及び提示資料の形式的なチェックにとどまっており、適正な契約手続や支払が実行されたかの内容的なチェックはされていない。なお、契約書の特記条項第12条に「委託事務の適正を期するため、必要と認めるときは帳簿等の関係書類を検査し、またはホームの運営管理について実地に調査することができる。」とある。

【意見】

区立施設については監事の内1名に目黒区副収入役が就任していることもあり、担当課の高齢福祉課が検査等を行うことはないとのことである。監査委員が監査を実施しているが、財団・事業団等に対する事業委託については積算内容を精査して経費削減を図ることにとどまっている。検査要領等もないことから規定等の整備を図り、一定の支出については、支払証憑まで確認するべきである。

【問題点2】

事業団から各施設に資料請求し、事業団本部で取りまとめて、本部から区に対して既定予算、新規予算、臨時予算等各予算時において局長査定し、福祉課に提出し区(高齢福祉課)において再査定(必要度査定)している。

事業団との委託契約金額は、事業団からの積算内容を示した要求額に基づき査定した区の予算額により決定されるが、介護報酬の枠内での運営という本来のあり方からすると契約金額に明確性が欠けていた。

【意見】

各施設に対する委託料の算定にあたっては、基準となる資料を整備するとともに、収入と支出のバランスを考慮していくことが重要である。また、事業団の給与規程は区の給与と横並びになっているが、今後、民間の事業者との競争の中で果たして現行の制度でよいのか見直しが必要ではないか。

なお、この人件費に関する問題については、最後の提言の項でも基本的な問題として意見を付している。

【問題点3】

区は施設等の管理等に必要な経費として委託料を交付することとし、支出については、事業団に対して四半期ごとの概算払いにて支払われ、提出された実績報告による精算の結果、残額が生じた場合は区に返納することとされている。委託料の精算による返納額が多額の場合にその差額が出た原因について口頭で確認するだけで、細かい分析等は行っていない。

表 平成15年度の施設別委託費 (単位:円)

施設	委託事業	契約額 (予算額)	契約額 (決算額)	返還金
中目黒	特別養護老人ホーム	359,200,945	341,003,212	18,197,733
	高齢者在宅サービスセンター	70,017,769	66,460,149	3,557,620
東が丘	特別養護老人ホーム	582,930,876	557,063,731	25,867,145
	高齢者在宅サービスセンター	68,065,306	63,340,963	4,724,343
	痴呆症高齢者デイホーム	57,730,417	54,473,592	3,256,825
	在宅介護支援センター	34,966,999	33,724,395	1,242,604
東山	特別養護老人ホーム	690,037,554	680,388,685	9,648,869
	高齢者在宅サービスセンター	82,062,010	79,239,650	2,822,360
	痴呆症高齢者デイホーム	50,797,013	48,915,198	1,881,815
	在宅介護支援センター	31,390,945	29,913,491	1,477,454
田道	高齢者在宅サービスセンター	84,012,411	80,929,498	3,082,913

【意見】

委託事業が効率的・効果的に実施されるように委託料の精算による返納額の原因分析等を行うなどにより、区からの指導監督を適切に行われたい。

また、人件費については補正予算で補正されているが、最終的に差額を返納すればよいというものではない。

なお、我々の調査・分析によれば、特別養護老人ホームの運営管理委託料返還額の主な原因については以下のとおりである。

◎ 人件費について

中目黒・・・給料表改定に伴う期末勤勉手当をはじめとする諸手当の減額及び期末勤勉手当の支給率の減によるところが大きいと思われる。

東が丘・・・欠員があったことと、産休・育休が多かったこと、給料表改定に伴う期末勤勉手当をはじめとする諸手当の減額及び期末勤勉手当の支給率の減が主な原因と思われる。

東山・・・他の2施設同様、職員諸手当に給料表改定に伴う期末勤勉手当をはじめとする諸手当の減額及び期末勤勉手当の支給率の減による残が生じた。しかし、平成15年度当初に正規職員を減らし、夜勤の人員体制を夜勤パート2.5人増としたが、1号補正で常勤俸給を減額したものの、非常勤職員の増額を行わなかった。そのため、結果的に返還額が少額となったものである。

◎ 事業費について(共通)

光熱水費の節減に施設が努めたことと、昨年の冷夏の影響によるところが大きいと思われる。

【問題点4】

特別養護老人ホーム東山の予算では常勤59名(最終的に4名減、3名増で58名)非常勤11名医師5名その他アルバイトで申請し、介護の質の向上を目指し職員手当は減らしアルバイトを増員するという自主努力を評価はするが、人件費総額を比較すると常勤の業務をアルバイトに変更したことによる人件費の削減に必ずしも結びついていない。

表 特別養護老人ホーム東山資金収支計算書(15.4.1～16.3.31) (単位:円)

勘定科目	予 算	決 算	差 異
職 員 俸 給	175,076,600	172,976,057	2,100,543
職 員 諸 手 当	158,303,622	144,467,606	13,836,016
非常勤職員給与	51,340,769	69,177,509	-17,836,740
法 定 福 利 費	45,752,101	43,508,403	2,243,698
人件費支出計	430,473,092	430,129,575	343,517

【意見】

特別養護老人ホーム東山によると、「平成15年度当初において正規職員の定数見直しを行い、3,000万円程度の削減を行ったその経過の中で、夜勤の人員体制については、正規職員の減に伴い1日当たり2.5人の人員増とした。その結果、夜勤パート賃金は1,706万3,000円の増となり、1号補正(上記予算)により補正すべきところであったが、これを行っていなかったため、結果として、非常勤職員給与が予算比1,783万6,000円のマイナス(支出超)となっている。また、職員諸手当は、年度当初の定数削減による直接の効果ではなく、(定数減についてはすでに補正済み)、夜勤体制の見直しによる諸手当減、給料表改定に伴う期末勤務手当をはじめとする諸手当の減額及び期末勤勉手当の支給率の減によるところが大きいと考えられる。」との回答があった。回答を理解するために当初予算及び前期実績と比較しその効果の分析を試みた。

表 平成15年度当初予算と決算比較表 (単位:円)

勘定科目	当初予算	決算	差異
職員俸給	191,231,700	172,976,057	18,255,643
職員諸手当	171,936,215	144,467,606	27,468,609
非常勤職員給与	43,558,688	69,177,509	-25,618,841
法定福利費	48,444,879	43,508,403	4,936,476
人件費支出計	455,171,462	430,129,575	25,041,887

表 平成14年度決算と15年度決算比較表 (単位:円)

勘定科目	平成14年度決算	平成15年度決算	差異
職員俸給	185,168,957	172,976,057	-12,192,900
職員諸手当	162,479,844	144,467,606	-18,012,238
非常勤職員給与	47,792,831	69,177,509	21,384,678
法定福利費	44,118,454	43,508,403	-610,051
人件費支出計	439,560,086	430,129,575	-9,430,511

この分析によると確かに当初予算に対して大きく削減が図られているように思われるが、前年度と比較すると、その効果の状況がわかる。決算書は運営管理の状況を正しく開示するものであることから、補正の場合も正確さを要求されたい。

【問題点5】

事業団の人件費に関する規程の多くは区の規程に準拠して定められている。事業団の職員は区職員(公務員)でないにもかかわらず、その賃金体系は区と横並びに作成されている。事務費についても積算内容を精査して削減を図るべきではあるが、事業団等に対する事業委託に対する基本となる積算基準は規定化されていない。平成15年度の積算については平成14年度の積算数字を基準として積算計算をしている。

【意見】

事業団の人件費を積算するにあたっては事業団独自の賃金体系を導入し、経営の自主性を高めるべきである。個人別給与明細内訳表を閲覧し、事業団の給与規程、各種手当の支給に関する規程と照合したところ、全職員が同一の業務をこなすものとして予算措置がとられている。また、特別養護老人ホーム東山の年末年始手当は特別養護老人ホーム中目黒の介護士数20人を基準として、開設時に設定された数字を見直しされていないまま、平成15年度も継続して使用している。実態に合った積算をすべきである。

特別養護老人ホーム東山の事務費の積算については平成14年度及び平成15年度当初予算内訳書並びに平成15年度の帳簿を検討したところ、以下の問題点が発見された。

- ① 福利厚生費・旅費交通費・研修費について平成14年度に職員の人員削減を実施しているが、予算の積算内訳の人数は平成15年度も14年度と同数に基づいて算出されている。
- ② 光熱水費については東山施設全体の予算金額を特養ホーム84%、ショートステイ(SS)12%、デイホーム(DH)3%、支援センター(支援S)1%に按分しているが、特養ホームの計算基礎がほかのところと以下のように相違している。予算編成時の入力過誤が発見できなかったものと思われる。

表 光熱水費の計算基礎使用金額 (単位:円)

	特養ホーム	SS・DH・支援S
電気代	25,887,200	25,908,965
ガス代	19,248,440	19,256,530
水道代	22,277,099	22,286,464

- ③ 消耗品費(オムツ)の予算並びに帳簿から平成16年3月の計上額が期末月の未払計上額を考慮に入れても多額なっているため問い合わせたところ、平成15年度予算残高に応じて一定量の在庫を確保するための駆け込み購入を行ったとのことである。将来購入する予定の経費(消耗品費)であっても予算消化による支出は極力避けるべきである。

【問題点6】

受託団体が再委託をしている場合、区としてその委託事業が適正に行われているか否か、また、その契約金額・内容を正確に把握していない。事業団との委託契約において「事業団は委託事務を自ら処理するものとし、これを第三者に委託することはできない。ただし、区がやむを得ないと認めた場合はこの限りではない」としている。

しかし、委託者である区側は、再委託契約に関して、委託契約形態の合規性や請求金額・支払額の形式的妥当性はチェックしているが、実質的妥当性(見積金額の妥当性等)については事業団任せとなっている。

事業団が再委託している主なものは、以下の表のとおりである。

表 各施設での再委託事業の主要なもの (単位:円)

施設名	施設総合管理委託		食事調理委託		送迎車運行委託	
	業者名	金額	業者名	金額	業者名	金額
中目黒	日本ビルシステム(株)	51,240,000	イフスコヘルスケア(株)	23,688,000	宮園自動車(株) 高砂自動車(株)	13,858,064
東が丘	日本ビルシステム(株)	82,957,560	富士産業(株)	37,674,000	同上	21,895,814
東山	高橋工業(株)	98,794,500	エムティフード(株)	35,930,865	高砂自動車(株)	21,304,080
田道	(区民センターで計上)		(直営事業)		同上	16,075,500
機能訓練室	(同上)		(なし)		宮園自動車(株) 高砂自動車(株)	16,731,750

【意見】

5年間の随意契約については事業団内部で意思決定されているが、規程に定められた随意契約締結依頼書は作成されていなかった。区は見積額や委託選定先の妥当性等について、より積極的に関与していく必要がある。

【問題点7】

各特別養護老人ホームにおける入居者からの預り金は以下のようにになっている。

表 施設別預かり金

区分	中目黒	東が丘	東山	合計
預り金額 (千円)	26,703	129,694	13,472	169,869
人員 (人)	54	92	116	262
平均 (千円)	494	1,410	116	673

これらは、会計上は簿外となっている。すなわち、預かり金の銀行預金口座を設定し、入居者の必要な支出については内部決済のうえ立替支出をおこない、月末に預かり金口座から立替分を清算する手続きにより処理されている。

管理手続きに問題はないと考えるが、プライバシーに関するもので監事の監査の対象にしていけないとのことである。なお、包括外部監査でも管理手続きの一部しかみられなかった。

【意見】

立替手続きにおける資金出納並びに、事業団と入居者の管理委託契約に類する責任の存在を考慮すれば、預かり金の残高の実在性及び預り金と立替え金の清算手続きの適正性について、監事の監査の範囲にすべきである。

【問題点8】

平成15年度決算報告書の東が丘在宅介護支援センターの資金収支計算書において、受託収入の予算額と決算額の差額(返還額)が124万2,604円と記帳されており、貸借対照表の負債科目の還付未払金の126万8,604円の記帳とでは2万6,000円の差が生じている。

【意見】

これは当初委託料(予算)の中には地域ケア会議費用として2万6,000円が含まれていたものが、予算書作成の際、当該金額が記載もれしたためとの説明を受けた。区からの収入金額である資金収支計算書における受託収入の予算額が正しく記帳されていなかったため、資金収支計算書の「受託収入」の差額(予算額－決算額)と資産・負債科目明細書の「還付未払金」の委託料返還金との間に2万6,000円の不一致が生じてしまった。

この収入は平成15年度において未執行であることから還付未払金に計上し、区に返還されたため実損はないが、予算・決算においては正しく記載をするよう注意すべきである。

NO. 12 高齢者センター機能訓練室運営委託 高齢福祉課

年度	予算額	契約額	契約業者名
平成13年度	65,853,000 円	65,852,515 円	目黒区社会福祉事業団
平成14年度	71,003,000 円	71,002,804 円	目黒区社会福祉事業団
平成15年度	78,726,379 円	78,726,379 円	目黒区社会福祉事業団

【委託契約の概要】

高齢者センター機能訓練室の運営管理は①老人保健法の保健事業である40歳以上で訓練が必要な方への機能訓練②介護保険法に基づく指定通所リハビリテーション事業③介護情報室の運営を行っている。

最近の利用実績は下表のとおりである。

表 高齢者センター機能訓練室利用実績

	機能訓練事業		通所リハビリテーション事業		介護情報室
	利用実人数	延利用回数	利用者数	延利用者数	相談件数
平成12年度	49人	725回	—	—	62件
平成13年度	29人	563回	—	—	53件
平成14年度	10人	123回	208人	265人	33件
平成15年度	14人	255回	883人	1,362人	23件

【問題点1】

従来実施していた機能訓練事業と介護情報事業の利用者数は介護保険の導入等により減少傾向にある。今後は平成14年度から実施した通所リハビリテーション事業が高齢者センター機能訓練室の事業の柱になる状況である。

しかし、通所リハビリテーション事業は民間の施設とは異なり、診療所の機能を有していないことから医療保険による収入がない。このため、介護保険による報酬等（区の収入になっているが約900万円）のみでは、全体にかかる経費の約9分の1にしかならない。

【意見】

このように収入・支出の割合が極めて悪い状況では、今後の事業計画の策定に当たって小手先の改革案では採算の向上が望むことは難しい。高齢者センター機能訓練室という名称であるが機能訓練事業は先細りである。名称にこだわらず、内容を含めた抜本的な改革計画を立てるべきである。

(2) 事業団以外の福祉関係委託について

区の福祉関係の委託は健康福祉部が所管しており、事業団以外にも社会福祉法人・医療法人及び民間事業者に在宅介護支援センター等の運営を委託している。

また、子育て支援事業としての学童保育クラブは区の児童館で行うのが主体であるが、民間にも2箇所の学童保育クラブを学校の空き教室を利用して委託している。

各福祉施設への利用者の送迎も民間バス会社に運行委託を行い実施するとともに、各種施設の管理委託を行っている。

NO. 17 在宅介護支援センター運営委託(清徳会ケアセンター) 高齢者福祉課

年 度	予算額(円)	契約額(円)	契約業者名
平成13年度	21,479,000	21,478,109	社会福祉法人清徳会
平成14年度	21,479,000	21,478,109	社会福祉法人清徳会
平成15年度	21,479,000	21,478,109	社会福祉法人清徳会

【委託契約の概要】

要介護高齢者及びその介護者のために在宅介護に関する相談等を行うことにより、当該高齢者及びその家族の福祉の向上を図る在宅介護支援センターの運営(居宅介護支援事業を含む。)を委託している。

区においては、より望ましい在宅介護支援センターサービスを区民に提供していくために、特別養護老人ホームに併設する在宅介護支援センターは、他の民間地域型の在宅介護支援センター委託とは差を設け、常勤職員3名以上を、福祉関係職員と保健医療関係職員を組み合わせ配置することとしている。

このため、特別養護老人ホームの運営主体である目黒区社会福祉事業団、社会福祉法人三交会及び清徳会に一者随意契約による運営委託をしている。

また、区では保健福祉サービス事務所が別途存在することを踏まえて、在宅介護支援センターに対しては積極的にケアプラン数をこなし、処遇困難なケースにも取り組むよう指導している。このため、委託事業の主たる目的はケアプランの作成であり、運営委託料は常勤3名分の人件費が主なものとなっている。

【問題点】

平成11年度に運営が開始され、清徳会在宅介護支援センターの運営に関する委託契約金額は東が丘・青葉台さくら苑の各在宅介護支援センターを参考に作成された。委託料の積算は適切に行われているか、予定価格の設定は適切であるか等を検討した結果、運営委託料の内訳に以下の問題点が発生している。

- ① 清徳会の給与規程は区の給与規程と横並びになっている。
- ② 人件費の控除項目として介護報酬△800万円計上されている。これは平成13年度の予算編成(平成12年11月から3年1月)にあたり、介護保険制度導入後約8ヶ月を経過したことを踏まえて、平成12年4月～10月分までの実績をもとに、平成13年度の介護報酬の歳入見込みを社会福祉法人に見積もってもらい、この数値を社会福祉法人と協議のうえ人件費から差し引くべき介護報酬額とした。この介護報酬の算定は要支援が6,500円、要介護(1～2)が7,200円に基づき、 $(6,500円 + 7,200円) / 2 \times 100件 \times 12月 \div 800万円$ とし、平成13年度から継続して適用されている。

しかし、ケアプランの年間作成件数も下表のとおり、年々大きく増加しており、平成15年度には報酬単価について要支援が6,500円、要介護(1～2)が7,200円、要介護(3～5)が8,400円から一律8,500円に改定されているにもかかわらず、予算の積算上この改定も考慮されていない。

表 清徳会年度別ケアプラン作成件数

年 度	清 徳 会	
	作成件数(年間)	収入額(千円)
平成12年度	1,988	14,300
平成13年度	2,276	17,405
平成14年度	2,553	19,328
平成15年度	2,052	17,442

- ③ 光熱水費及び業務委託費(清掃委託)の在宅介護支援センター分の予算には清徳会の光熱水費及び業務委託費総予算の5%(光熱水費106万942円 業務委託費(清掃委託)27万2,000円)が按分して配分されている。
- ④ 雑費1万500円に研修費9,000円が含まれて計上されている。
- ⑤ 職員人件費(派遣職員分)685万3,169円が計上されているが、派遣職員分は事務長(目黒区 OB)の給与であり、その派遣理由は、清徳会が開設された当時特別養護老人ホーム清徳苑が、区内で初めての特別養護老人ホームであったため、健全な経営、政治的

介入の排除、公平な運営を期して行ってきたものである。事務長の主な職務は法人経営の企画・調整並びに法人事務全般の統括等にもかかわらず、支援センターの事業費として100%計上されている。支援センターの委託料に包含されると結果的に事務長の給与は全額区が負担することになる。

【意見】

- ① 他の民間の事業者においては独自の給与体系を実行し、諸手当の削減をおこなっている。委託料の算定上横並びの給与体系を認めているが、今後、この競争の中で果たして現行の制度でよいのか見直しが必要である。
- ② 契約金額が変更の場合両者の協議を必要とするが、仕様書は過去3年間変更していないため契約金額は同額のままである。このため、居宅介護支援(ケアプラン作成)による介護報酬相当額の見積額に報酬単価の改定があったにもかかわらず見直しをしていなかった。仕様書に変更がなくとも積算の内容を把握し、変更があった場合は直ちに予算に反映させるべきである。一度算定すると状況変化があってもなんら見直しを考えてない体制そのものが問題である。また、委託料年間執行額総括表の介護報酬相当額の備考欄には110人/月と誤ったまま継続して記載されていた。

さらに、運営委託の契約の締結において契約書に契約条項・特記事項・仕様書・支出内訳・運営委託料内訳・物件契約依頼書・見積書が添付されているが、施設等は清徳会所有にもかかわらず特記事項の第5条から第11条(第8条を除く)において当該契約に無関係な施設等の使用・修繕・損害の報告・管理義務・原状変更の禁止・情報の保持についての文面が記載されている。これも、委託事業の契約事務がマンネリ化していることを現しているものと思われる。
- ③ 配分割合の基準が面積割合(当該施設115.4㎡:全体施設3,998.05㎡)としても在宅介護支援センター分の負担率が高いのではないかと。光熱水費の在宅介護支援センターへの配賦基準を確認のうえ、配分割合の見直しをする必要がある。
- ④ 目黒区在宅支援センター事業実施要綱第12条「(3)支援センター業務に従事する職員が……定期的に研修の機会を設けること。」による委託事業の履行確認のためにも「研修費」という勘定科目を設定すべきである。
- ⑤ 事務長の職務内容から判断して全額支援センターに負担させるのではなく合理的な按分計算をすべきである。安易に区が全額支援センターを通じて負担すればよいという考え方には疑問が残る。因みに、三交会(青葉台さくら苑)は支援センターに対しては30%の負担としている。

年 度	予算額(円)	契約額(円)	契約業者名
平成13年度	14,640,000	14,640,000	社会福祉法人 三交会
平成14年度	14,640,000	14,639,792	社会福祉法人 三交会
平成15年度	14,640,000	14,639,792	社会福祉法人 三交会

【委託契約の概要】

平成10年度から開始した事業であり、要介護高齢者及びその介護者のために在宅介護に関する相談等をおこなうことにより、当該高齢者及びその家族の福祉の向上を図る在宅介護支援センターの運営を、随意契約により委託するものである。

【問題点1】

委託契約実施要綱では、社会福祉法人三交会は、区に計算書類を提出し精算することとなっているが、区の出納整理期間である5月末日までに提出せず、平成16年7月30日付けで「平成15年度青葉台さくら苑介護支援センター運営委託料精算に係わる報告書」を提出している。

なお、この実績報告によれば、実績額は契約額より16万9,012円少ない1,447万780円で確定し、差額は精算により返戻された。

【意見】

団体の実績報告書は7月30日に提出されているが、区の出納閉鎖は5月末日であり、これに間にあわすように報告書を提出するようにしなければ審査及び精算の有無を確定しえない。

実績報告書・計算書類の提出及び精算の期日を厳守するよう指導されたい。

【問題点2】

委託事業の主な内容はケアプランの作成であり、この委託費は、3人のケアマネージャーによる人件費1,112万694円、管理費241万1,528円、事業費110万7,570円となっている。

人件費は、1,812万694円から、ケアプラン作成による介護保険からの報酬額の見積もり額700万円を控除している。この介護保険報酬額の見積額は、年間1,200件のケアプランの作成を基にして積算したものになっている。

しかし、報酬単価について平成14年度までは、要支援が6,500円、要介護(1～2)が7,200円、要介護(3～5)が8,400円と介護度のちがいにより異なっていたが、平成15年度からはすべて8,500円に変更された。

このように変更されているにもかかわらず、契約の積算基礎は平成10年度以降から見直しがなく700万円を控除している。

また、この人件費のうち職員手当は契約時見積額より615万6,000円少なく、契約の基礎となる積算にはない修繕費295万3,000円が計上されている。

【意見】

実績によると、平成15年度のケアプラン作成は、年間1,104件×8,500円＝938万4,000円となり、この金額を控除すべきであるとすれば700万円を控除するより238万4,000円の過大積算となっている。

また、積算にない修繕費及び異常な人件費の差異の内容については、その内容について理由を聴取すべきである。

【問題点3】

さらに、区は、軽自動車(スズキ V-DE51V)1台を貸与しているが、この公有財産貸与契約書がない。

【意見】

公有財産を貸与する場合は、必ず貸与契約書を作成するとともに、貸与資産についての修繕費等経費の負担関係を契約時に明確にされたい。

NO. 19 在宅緊急一時入院病床確保委託 高齢福祉課

年度	予算額(円)	契約額(円)	契約業者名
平成13年度	6,194,916	6,177,990	社団法人 目黒区医師会
平成14年度	6,177,990	6,177,990	社団法人 目黒区医師会
平成15年度	6,204,895	6,194,916	社団法人 目黒区医師会

【委託契約の概要】

在宅療養者が、病状の悪化又は容態悪化のため入院を必要とする場合に、緊急一時的な治療をするための入院病床を確保するために、区内の5つの指定病院に1日1床を1日あたり単価1万6,120円で1年間確保するために、一者随意契約により委託している。

なお、平成15年度の事業評価の実施により見直し対象となり、平成16年度以降廃止された。

【問題点】

過去6年間の利用状況は以下のようになっている。

年 度	平成 10年度	平成 11年度	平成 12年度	平成 13年度	平成 14年度	平成 15年度
延利用者数	26	14	4	0	0	0
年間利用日数	327	156	47	0	0	0

平成12年度の介護保険制度が発足して以降、利用者は激減し、13年度以降は実績がない。これは、介護保険制度では、在宅高齢者療養者は主治医が必要となったことが原因とのことである。

【意見】

しかし、いかに病床の確保が目的とはいえ、平成12年度の利用状況と介護保険制度の実施とを考慮検討すれば、すくなくとも平成14年度中に廃止決定するべきものであった。

特に、1日1床の単価契約であることも考慮すれば平成13年度の中途廃止も可能のはずである。

平成16年度以降に廃止されたとのことであるが、今後このように事業目的の実績が大きく変動した場合には、見直しや廃止を含め、実績と事業環境の変化に機動的に対処されたい。

NO. 20 健康診断委託 高齢福祉課

年 度	予算額(円)	契約・実績額(円)	件数	契約業者名
平成13年度	8,442,000	3,465,000	275	社団法人 目黒区医師会
平成14年度	8,442,000	2,142,000	170	社団法人 目黒区医師会
平成15年度	5,670,000	2,494,800	178	社団法人 目黒区医師会

【委託契約の概要】

平成7年度から開始した事業で、区のデイホーム・ショートステイ等の利用に際して、施設の事業者が利用者の健康状態を把握するために、健康診断を義務づけることはできないが、適切な介護を行うために、健康診断を実施し、「医師連絡票」を作成し区に提出してもらう。目黒区医師会に委託している一者随意契約である。

【問題点】

1件1万2,000円の単価契約である。

しかし、この単価の基準設定の資料が制度発足時はあったはずであるとのことであるが、以降の契約では無いとのことである。

この委託金額について所管課に医療点数を基に算定してもらったが、これによると保険診療報酬額1万470円に自費診療として1.5倍を乗じて1万5,705円となるが医師会との協議により1万2,000円としているとのことである。

【意見】

毎年の単年度契約であるので、積算根拠は毎年作成すべきである。

また、この事業における、医師連絡票は手書きによりカード管理されているが、情報の共有が目的であることを考慮すれば、個人情報の保護をも含めて情報のデジタル化等を検討し、より介護施設利用における安全性を図られたい。

NO. 21 休日・準夜診療事業実施に伴う委託 健康推進課

年度	予算額(円)	契約額(円)	契約業者名
平成13年度	60,680,196	60,680,193	目黒区医師会
平成14年度	60,242,644	60,242,641	目黒区医師会
平成15年度	59,781,743	59,656,368	目黒区医師会

【委託契約の概要】

昭和57年度から、休日等の救急患者に対し医療を確保するために、休日診療(鷹番では9時から夜間10時まで、中目黒・八雲では9時から夕方5時まで)の診療を医師会に委託している。

目黒区休日・準夜診療事業実施要綱(昭和57年3月29日目保管第29号決定)第4によれば、委託料等(1項)は、1医療単位を基準に算定し、年末年始及び5月連休の期間には特別加算するとなっており、運営費(2項)は、月単位を基準に算定し、事務費(3項)は1医療単位を基準に算定するとなっている。なお、1医療単位とは診療場所をさしている。

1日あたり診療報酬単価は以下のようになっている。

- ・休日(日曜祝日)(休日・休日準夜) 271,787円
- ・休日(日曜祝日) 152,585円
- ・土曜準夜 119,202円

年末年始は、この2倍、5月連休は1.5倍となっている。

なお、平成15年度の診療総件数は5,993件であったため、1件当たりの委託コストは、9,954円となる。

【問題点】

事業開始時には、1日当たり診療報酬単価を見積計算したはずであるとのことであるが、その後単価の改定あるいは見直しはなく現在にいたっている。

区の施設を利用した八雲の事業と医師会の施設を利用した他の箇所の事業とは委託費の内容は異なるはずである。

また、実績報告は、診療所別に実施日・医師名・診療件数・テレフォンセンターの件数を4半期別に報告を受けているだけで、委託コストの観点から分析検討を行っていない。

【意見】

医師の標準報酬・設備の利用その他も含めて適切な委託報酬コストの検討により、積算内容を見直されたい。

また、地域医療体制の担い手として、今後休日・夜間診療体制を充実し、都や隣接区その他の医療関係機関と連携して、効率的に地域医療サービスの提供を図られたい。

NO. 22 休日歯科応急診療事業実施に伴う委託 健康推進課

年 度	予算額(円)	契約額(円)	契約業者名
平成13年度	11,672,587	11,672,587	目黒区歯科医師会
平成14年度	10,675,497	10,675,497	目黒区歯科医師会
平成15年度	10,577,049	10,577,049	目黒区歯科医師会

【委託契約の概要】

歯科の救急診療事業について、区内の歯科医院には輪番制で、八雲あいアイ館歯科診療所(区施設で固定)では休日に一箇所の歯科診療事業を目黒区歯科医師会に委託している。

【問題点】

固定休日診療の八雲診療所は1日単価が15万2,582円であり、これは医師の休日診療の単価と同じで見直しもなく現在にいたっている。

なお、収入印紙が契約書に添付されていない。

【意見】

歯科についても、適切な委託報酬コストの検討により積算内容の見直しを図られたい。

請負契約についての収入印紙の添付が必要であると考えます。

NO. 23 休日・準夜調剤事業実施に伴う委託 健康推進課

年 度	予算額(円)	契約額(円)	契約業者名
平成13年度	19,113,256	19,113,255	目黒区薬剤師会
平成14年度	21,615,153	21,200,669	目黒区薬剤師会
平成15年度	15,497,021	15,467,708	目黒区薬剤師会

【委託契約の概要】

急病患者の調剤施設を確保し、区民の健康な生活を維持推進するために目黒区鷹番調剤薬局(休日9時から22時まで、土曜17時から22時まで)にて、また目黒区中目黒調剤薬局(本庁舎所在地内で休日9時から22時まで)、八雲あいアイ薬局(目黒区民キャンパス内で休日9時から5時まで)において、休日・休日準夜・土曜準夜の調剤事業を目黒区薬剤師会に委託している。

【問題点】

区が施設を提供する中目黒調剤薬局及び八雲あいアイ薬局と目黒区薬剤師会が施設を提供する鷹番薬局とで委託料の単価は同額で積算されている。

【意見】

調剤について、薬剤師会が薬剤を準備するので薬剤費は異ならないが、区が提供する施設では調剤に必要な調剤機器備品、光熱水費・電話料等の施設経費は区が負担している(仕様書6)ので、コストは異なるはずである。よって、各施設別に別々に積算し委託料を適切に算定されたい。

NO. 27 大岡山学童保育クラブ事業運営委託 子育て支援課

年 度	予算額(円)	契約額(円)	契約業者名
平成13年度	23,752,540	23,752,540	ユリアス会
平成14年度	21,004,095	20,998,946	ユリアス会
平成15年度	20,898,980	20,898,980	ユリアス会

【委託契約の概要】

目黒区学童保育事業(放課後児童健全育成事業)運営要綱に基づく学童保育クラブの事業運営で過去に運営の実績があり、事業目的に合致した円滑な運営が見込まれるとして

ユリアス会に委託している。区立大岡山小学校の空き教室を提供して行われている。

【問題点1】

委託にかかる経費が区の積算のみであり、受託者からの見積書は区の積算に準じた形式的なものとなっている。委託料の算定にあたり人件費(職員給与・報酬・賃金等)管理費(旅費・事務費等)事業費(教材費・賄費等)に分けているが、人件費の給料・手当等が区の職員に準じたものとなっている。

また、経費面での事業実績が提出されていない。

【意見】

仕様書によると受託者は収支予算書を提出するとともに、事業終了後収支決算書を提出することになっているが、経費にかかる報告がなんらとられていない。事業内容に沿った見積書等を提出させるとともに、人件費等も区の職員に準じた形で積算しているのは適当でない。委託内容を実態に沿った形に改めるとともに収支決算書等の提出をきちんと求めるべきである。

【問題点2】

区が積算した事業運営委託料内訳書の管理費のなかに民間施設振興費ということで81万円が計上されているが、その用途、積算の根拠が明確でない。現場で受託者の代表者にヒアリングしたところ人件費等に使用しているとのことである。

【意見】

人件費については別途積算しているので、管理費に計上されている経費を人件費に流用するのは適切を欠くものである。区においては民間施設振興費の内訳を明確にするとともに指導監督を十分行われたい。

NO. 28 東根学童保育クラブ事業運営委託 子育て支援課

年度	予算額(円)	契約額(円)	契約業者名
平成13年度	19,061,850	19,061,850	(社福)白樺会
平成14年度	19,297,389	18,166,083	(社福)白樺会
平成15年度	13,458,176	13,458,176	(社福)白樺会

【委託契約の概要】

目黒区学童保育事業(放課後児童健全育成事業)運営要綱に基づく学童保育クラブの

事業運営で過去に運営の実績があり、事業目的に合致した円滑な運営が見込まれるとして(社福)白樺会に委託している。区立東根小学校の空き教室を提供して行われている。

【問題点1】

委託にかかる経費が区の積算のみであり、受託者からの見積書は区の見積に準じた形式的なものとなっている。委託料の算定にあたり人件費(職員給与・報酬・賃金等)管理費(旅費・事務費等)事業費(教材費・賄費等)に分けているが、人件費の給料・手当等が区の職員に準じたものとなっている。

また、仕様書によると受託者は収支予算書を提出するとともに、事業終了後収支決算書等の書類を提出することになっているが、区は経費にかかる報告をなんらとっていない。

【意見】

人件費等を区の職員に準じた形で積算しているのは適当でない。委託費の積算の内容を実態に沿った形に改めるとともに、運営の実態を把握するために収支決算書等の提出を求めるべきである。

【問題点2】

区が積算した事業運営委託料内訳書の管理費のなかに民間施設振興費ということで78万円が計上されているが、大岡山学童保育クラブと同様その使途、積算の根拠が明確でない。

【意見】

人件費等に使用しているとのことであるが、人件費は別途積算しているので、管理費に計上されている経費を人件費に流用するのは適切を欠くものである。区においては民間施設振興費の内訳を明確にするるとともに指導監督を十分行われたい。

NO. 33 リフト付き福祉タクシー事業委託 障害福祉課

年度	予算額(円)	契約額(円)	利用回数	契約業者名
平成13年度	22,201,000	22,200,160	5,588	高砂自動車(株)
平成14年度	22,201,000	22,200,160	5,394	高砂自動車(株)
平成15年度	22,201,000	22,200,160	5,301	高砂自動車(株)

【委託契約の概要】

昭和63年から開始した、外出困難な身体障害者及び寝たきりの高齢者等の社会生活の利便と生活圏の拡大を図るため、リフト付福祉タクシーを1台704万7,670円×3台×消費税加算=2,220万160円で、一者随意契約による委託である。なお、利用者はメーター料金の40%を負担している。

【問題点】

平成11年度の契約から従来の2台から3台への増車の見直しを行ったために、平成10年度に他区の業者3社の見積書を徴収した。しかし、利用者が身体障害者のため適切な対応を行うためには、区内の業者が望ましい等の理由で、従来からの契約業者と一者随意契約によっている。

平成10年度の見積書徴収の結果は以下ようになっており、契約業者の見積もりは、3台目は最低であるが、合計金額では最高であった。

	高砂自動車	A社	B社	C社
1台目(8:00~20:00)	9,267,825	6,048,000	8,269,000	—
2台目(8:00~20:00)	12,302,325	6,048,000	8,269,000	—
3台目(8:00~15:00)	3,727,500	4,838,400	6,001,000	—
合計	25,297,650	16,934,400	22,539,000	11,188,800

平成7年度から平成10年度までは2台で、2,153万8,650円であったが、平成11年度から平成15年度までは3台に増加しているにもかかわらず、2,220万160円で契約している。

【意見】

3台での再見積もりの資料はなく、1台704万7,670円の算定根拠が示されていないので積算根拠をしめす見積書を徴収すべきである。

適正利益を排除すべきではないが、リフト付タクシーの稼働時間と遊休時間を考慮すれば変動費と固定費が存在するので、メーターの60%に対応して変動する単価委託費と、この事業確保に必要な固定的な委託費との契約方式に変更すべきである。

リフト付の車両についても減価償却期間を勘案した期間ごとの指名競争入札の採用を検討されたい。

NO. 34 大橋えのき園送迎バス委託

障害福祉課

年 度	予算額(円)	契約額(円)	契約業者名
平成13年度	19,782,000	19,782,000	東交観光バス(株)
平成14年度	19,782,000	19,782,000	東交観光バス(株)
平成15年度	19,782,000	19,782,000	東交観光バス(株)

【委託契約の概要】

バス2台による施設利用者の通所送迎及び施設外行事の送迎バス委託。

【問題点】

この一者随意契約の理由を区立施設のバスによる送迎は、ほぼ同一の時間で効率的に行う必要があるため、各施設の送迎バスを相互に利用しあうなど、ネットワークを組んで実施しているため、他の施設の契約業者と同じ業者としている。

区立施設のバスによる送迎はほぼ同一の時間で効率的に行う必要があり、各施設の送迎バスを相互に利用しあうなど、ネットワークを組んで実施していることを理由に、他の施設の契約業者と同じ業者と一者随意契約をしている。

【意見】

積算の内訳が一式となっておりその内容が不明であり、随意契約の理由としては希薄である。競争性をもたした契約方法に改めるべきである。

NO. 35 あゆみ園送迎バス運行委託

障害福祉課

委託金額	予算額(円)	契約額(円)	契約業者名
平成13年度	14,628,600	14,628,600	東交観光バス(株)
平成14年度	14,628,600	14,628,600	東交観光バス(株)
平成15年度	14,628,600	14,628,600	東交観光バス(株)

【委託契約の概要】

あゆみ園に通所している区内の知的障害者の送迎のためのバス運行。

【問題点】

契約の相手方は、平成2年の開園当初から実績があり、知的障害者の対応に慣れているとして随意契約をしている。また、内訳明細のない見積書で、毎年同額で推移している。

【意見】

積算の内訳が一式となっておりその内容が不明であり、随意契約の理由としては希薄である。競争性をもたした契約方法に改めるべきである。

NO. 36 福祉工房等送迎バス運行委託 障害福祉課

年 度	予算額(円)	契約額(円)	契約業者名
平成13年度	56,458,500	56,458,500	東交観光バス(株)
平成14年度	59,419,500	59,419,500	東交観光バス(株)
平成15年度	58,789,500	58,789,500	東交観光バス(株)

* この他に、幼児療養通所送迎として、小型バス 1 台の委託契約1,224万7,200円がある。

【委託契約の概要】

昭和46年から開始した、施設利用者の通所利用及び施設外行事の送迎バスの運行委託。

【問題点】

平成15年度の見積書(幼児療養送迎バスを含む)の内訳は次のようになっている。

- ・ 小型バス 11,664,000円
- ・ 中型バス 52,950,000円
- ・ 改造費 220,000円
- ・ 添乗員 2,820,000円
- 消費税 3,382,700円
- 合計 71,036,700円

契約では、部分改造費は業者負担となっているにもかかわらず、改造費が別記されている。送迎バスの費用明細が記載されていない。

また、自動車電話の費用が積算内容になっているが、現在使用されているのは携帯電話である。携帯電話が普及してから長年になるが、この間契約書の見直しがなされていない。

なお、この業者とは他に幼児療養通所送迎として1,224万7,200円小型バス 1 台の随意

契約があるが、見積内容が明確でない委託契約がある。

【意見】

上記内容について、詳細な積算資料を作成するとともに、委託費の見直しをおこなうべきである。

また、初期改造費がかかるとしたら、これは減価償却期間を考慮すれば一定期間の委託契約とするとともに、一定期間経過時における競争入札等にするなどの検討をされたい。

NO. 37 日扇会第一病院における緊急一時保護事業委託 障害福祉課

委託金額	予算額(円)	契約額(円)	契約業者名
平成13年度	15,451,837	15,420,037	日扇会第一病院
平成14年度	15,361,800	15,338,480	日扇会第一病院
平成15年度	12,295,800	12,264,000	日扇会第一病院

【委託契約の概要】

一時的な理由により、日常生活を営むことが困難な状況にある心身障害者を一定期間施設に保護するための入院ベッド使用料確保のための委託契約である。

【問題点】

現在2つのベッドを年間通じて確保する契約を締結しているが、平成15年度の利用者は16名(延べ88日利用)と利用実績が非常に低い。過去の実績をみても利用実績は低い(平成12年度利用実績なし、平成13年度7名・延べ39日、平成14年度5名・延べ33日)。このように低い利用実績にかかわらず、ベッドの確保ということで、毎年委託契約を結んでいるのは有効性の点で疑問がある。

【意見】

区の施設である心身障害者センター(あいアイ館)等、他の施設での代替受け入れが可能と思われるので、来年度以降の委託契約に当たっては委託の是非を検討し、委託経費の節減を図られたい。

因みに、平成15年度あいアイ館での緊急一時保護の利用実績は152名・延べ555日と桁外れに多い。

NO. 38 緊急一時保護事業委託 障害福祉課

年 度	予算額(円)	契約額(円)	契約業者名
平成13年度	—	—	—
平成14年度	8,090,000	8,031,800	NPOたんぽぽの会
平成15年度	8,090,000	8,030,000	NPOたんぽぽの会

【委託契約の概要】

一時的な理由により、日常生活に困難を生じた心身障害者を一定期間施設に保護するために、マンションの1室である居室利用料として1日2万2,000円で年間確保するための委託契約である。

【問題点】

利用実績は、平成14年度149日、15年度162日である。

居室利用料となっているが、緊急一時保護であり、主な費用は人件費394万5千円と賃借料210万円である。

【意見】

適正利益を排除すべきではないが、契約を固定部分と変動部分に分けて積算することを検討されたい。

【目黒区社会福祉事業団を主とした福祉関係の委託一覧表】

(単位:円)

NO.	業者名	件名	契約金額	担当部課名	指摘意見
1	目黒区社会福祉事業団	特別養護老人ホーム中目黒運営管理委託	359,200,945	健康福祉部高齢福祉課	○
2	目黒区社会福祉事業団	高齢者在宅サービスセンター運営管理委託 (中目黒)	70,017,769	健康福祉部高齢福祉課	○
3	目黒区社会福祉事業団	特別養護老人ホーム東が丘運営管理委託	582,930,876	健康福祉部高齢福祉課	○
4	目黒区社会福祉事業団	高齢者在宅サービスセンター運営管理委託 (東が丘)	68,065,306	健康福祉部高齢福祉課	○
5	目黒区社会福祉事業団	高齢者在宅サービスセンター運営管理委託 (東が丘痴呆性高齢者 DH)	57,730,417	健康福祉部高齢福祉課	○
6	目黒区社会福祉事業団	在宅介護支援センター運営管理委託 (東が丘)	34,992,999	健康福祉部高齢福祉課	○
7	目黒区社会福祉事業団	特別養護老人ホーム東山運営管理委託	690,037,554	健康福祉部高齢福祉課	○
8	目黒区社会福祉事業団	高齢者在宅サービスセンター運営管理委託 (東山)	82,062,010	健康福祉部高齢福祉課	○
9	目黒区社会福祉事業団	高齢者在宅サービスセンター運営管理委託 (東山痴呆性高齢者 DH)	50,797,013	健康福祉部高齢福祉課	○
10	目黒区社会福祉事業団	在宅介護支援センター運営管理委託 (東山)	31,390,945	健康福祉部高齢福祉課	○
11	目黒区社会福祉事業団	高齢者在宅サービスセンター運営管理委託 (田道)	84,012,411	健康福祉部高齢福祉課	○
12	目黒区社会福祉事業団	高齢者センター機能訓練室運営委託	78,726,379	健康福祉部高齢福祉課	○
13	目黒区社会福祉事業団	東根荘運営管理委託	67,196,703	健康福祉部子育て支援課	
14	目黒区社会福祉事業団	目黒区心身障害者センターあいアイ館の管理運営に関する事務委託契約	348,654,237	健康福祉部障害福祉課	
15	目黒区社会福祉事業団	大橋えのき園運営管理委託	122,528,529	健康福祉部障害福祉課	
16	目黒区社会福祉事業団	かみよん工房運営管理委託	97,213,702	健康福祉部障害福祉課	
17	清徳会ケアセンター	在宅介護支援センター運営委託(清徳会)	21,478,109	健康福祉部高齢福祉課	○
18	三交会	在宅介護支援センター運営委託 (青葉台さくら苑)	14,639,792	健康福祉部高齢福祉課	○
19	目黒区医師会	在宅療養者緊急一時入院病床確保委託	6,194,916	健康福祉部高齢福祉課	○
20	目黒区医師会	健康診断委託	2,494,800	健康福祉部高齢福祉課	○
21	目黒区医師会	休日・準夜診療事業実施に伴う委託	59,656,368	健康福祉部健康推進課	○
22	東京都目黒区歯科医師会	休日歯科応急診療事業実施に伴う委託	10,577,049	健康福祉部健康推進課	○
23	目黒区薬剤師会	休日・準夜調剤事業実施に伴う委託	15,467,708	健康福祉部健康推進課	○
24	東京都目黒区歯科医師会	目黒区障害者歯科診療事業委託	34,650,000	健康福祉部健康推進課	
25	愛隣会	子育て支援短期保護事業委託	6,500,105	健康福祉部子育て支援課	
26	愛隣会	氷川荘運営管理委託	71,585,486	健康福祉部子育て支援課	
27	ユリアス会	大岡山学童保育クラブ事業運営委託	20,898,980	健康福祉部子育て支援課	○
28	白樺会	東根学童保育クラブ事業運営委託	13,458,176	健康福祉部子育て支援課	○
29	目黒区社会福祉協議会	ファミリー・サポート・センター事業委託	8,007,676	健康福祉部子育て支援課	
30	東京都知的障害者育成会	目黒区立知的障害者生活寮「のぞみ寮」管理委託	8,398,286	健康福祉部障害福祉課	

(単位:円)

NO.	業 者 名	件 名	契約金額	担当部課名	指摘 意見
31	シービーエス 目黒支店	施設管理委託(ひまわりプラザ)	13,140,928	健康福祉部障害福祉課	
32	メフォス	目黒区すすくのびのび園・中央町福祉工 房給食調理委託	6,174,000	健康福祉部障害福祉課	
33	高砂自動車	リフト付福祉タクシー事業委託	22,200,160	健康福祉部障害福祉課	○
34	東交観光バス	大橋えのき園送迎バス委託	19,782,000	健康福祉部障害福祉課	○
35	東交観光バス	あゆみ園送迎バス運行委託	14,628,600	健康福祉部障害福祉課	○
36	東交観光バス	福祉工房等送迎バス運行委託	71,036,700	健康福祉部障害福祉課	○
37	日扇会	日扇会第一病院における緊急一時保護事 業委託	12,264,000	健康福祉部障害福祉課	○
38	たんぼぼの会	特定非営利活動法人たんぼぼの会緊急一 時保護事業委託	8,030,000	健康福祉部障害福祉課	○
39	目黒障害者就労支援センター	障害者就労支援事業委託	11,150,400	健康福祉部障害福祉課	
40	日進産業	庁舎総合管理委託(碑文谷保健センター)	17,445,330	健康福祉部碑文谷保健セ ンター	
41	セコム	機械警備委託(保育園目黒地区)	7,466,760	健康福祉部保育課	
42	大洋	床清掃委託(駒場保育園他19園)	24,024,000	健康福祉部保育課	
	合 計(42)		3,350,066,398		

2. 学校給食を主とした教育委員会関係の委託

以下は教育委員会が委託している契約関係についての問題点をとりあげている。教育委員会関係の委託の大半は従来直営で行っていた学校給食にかかる調理業務の民間への委託である。

その他の主なものは学校機械警備委託、区民が利用する図書館の清掃委託等である。教育委員会が契約している図書館情報システム保守委託、小中学校のコンピュータ保守委託は別項のシステム・コンピュータ関係に記載してある。

NO. 43～57 学校給食調理業務民間委託 学務課

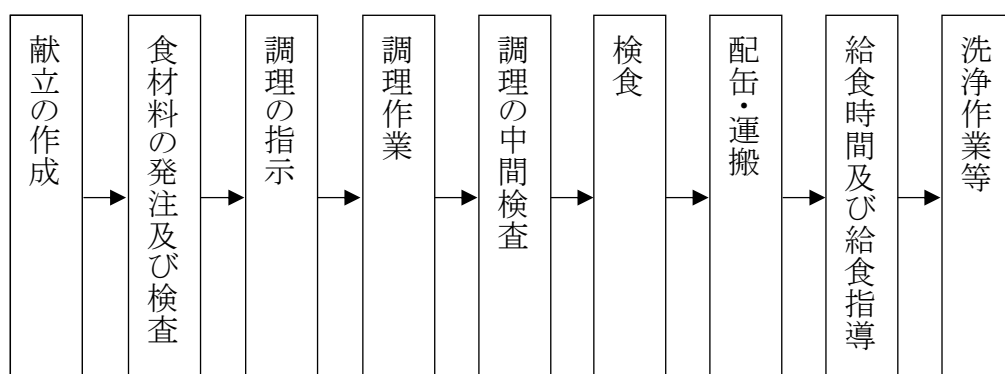
契約件名	平成13年度契約額 (受託業者)	平成14年度契約額 (受託業者)	平成15年度契約額 (受託業者)
第一中学校学校給食調理業務委託	18,800,000 円 (フジ産業株)	18,799,644 円 (フジ産業株)	17,763,898 円 (フジ産業株)
第二中学校学校給食調理業務委託	16,955,400 円 (株藤江)	16,926,000 円 (株藤江)	15,821,250 円 (株藤江)
第三中学校学校給食調理業務委託		15,881,250 円 (一富士フードサービス株)	17,053,050 円 (一富士フードサービス株)
第四中学校学校給食調理業務委託	18,826,500 円 (株東洋食品)	18,826,500 円 (株東洋食品)	18,679,500 円 (株東洋食品)
第五中学校学校給食調理業務委託	16,999,999 円 (一富士フードサービス株)	16,968,000 円 (一富士フードサービス株)	16,819,950 円 (一富士フードサービス株)
第六中学校学校給食調理業務委託	17,000,000 円 (フジ産業株)	17,026,943 円 (フジ産業株)	17,698,010 円 (フジ産業株)
第七中学校学校給食調理業務委託	17,013,150 円 (葉隠勇進株)	17,001,600 円 (葉隠勇進株)	17,409,000 円 (葉隠勇進株)
第八中学校学校給食調理業務委託	17,026,800 円 (株藤江)	17,026,800 円 (株藤江)	18,249,000 円 (株藤江)
第九中学校学校給食調理業務委託	18,804,439 円 (株藤江)	18,780,300 円 (株藤江)	18,419,625 円 (株藤江)
第十中学校学校給食調理業務委託	22,818,600 円 (株東洋食品)	22,818,600 円 (株東洋食品)	22,785,000 円 (株東洋食品)
第十一中学校学校給食調理業務委託		16,978,500 円 (葉隠勇進株)	16,770,600 円 (葉隠勇進株)
東山中学校学校給食調理業務委託	22,821,750 円 (株東洋食品)	22,795,500 円 (株東洋食品)	22,806,000 円 (株東洋食品)
鷹番小学校学校給食調理業務委託			23,560,391 円 (フジ産業株)
碑小学校学校給食調理業務委託			22,083,600 円 (葉隠勇進株)
東山小学校学校給食調理業務委託			29,400,000 円 (一富士フードサービス株)

【委託契約の概要】

区では平成11年度から、学校給食の中の調理業務の部分について、民間の給食専門会社に委託する方式を導入している。

委託は中学校から順次実施し、小学校にも導入する方向で進んでおり、現在は全中学校12校導入し、小学校は3校開始している。

学校給食の業務は



という流れになる。

このうち民間委託しているのは

「調理作業」

(委託会社の調理委員が、学校の調理室で学校の栄養士の指示に基づき調理)、

「配缶・運搬」

(クラスごとに分けた食缶を運搬車に乗せて、教室前又はランチルームまで運搬)、

「洗浄作業等」

(委託会社の調理員が食器具等を洗浄・消毒)

という3作業に限定されている。

献立の作成や調理の指示等は学校の栄養士が行うこととし、給食全体は従来どおり学校と教育委員会が責任をもって実施するとしている。

区の特徴は、この民間委託の委託校全てに都費又は区費の職員である栄養士を配置する方針とし、導入当時から保護者に約束し、理解を得ている。従って3業務を民間委託する人件費節減効果と、区の職員である栄養士を配置することによる人件費増加部分との差額が節減効果となる仕組みである。

このような内容で委託契約件数15件、受託業者5社で目黒区の小中学校学校給食調理業務民間委託が実施されている。

【問題点1】

委託契約は一者随意契約の方式である。委託開始にあたり、教育次長、学校長、栄養士等で構成する選定委員会を設け、複数の区登録業者による業務提案を採点して、随意契約を依頼する業者を決定する。

また、契約確定後は支障のない限り概ね5年間継続することとしている。

随意契約できる場合は基本的に限定されており、随意契約を適用するには、特定の業者に偏る等不公正な契約行為になる可能性がある。

【意見】

現況では契約件数15件に対し、5業者であり各業者3校ずつである。目黒区では小学校22校、中学校12校合計34校ある。

今後は新規業者参入の機会の確保と競争原理導入のため、業者数を一定程度増やしていくべきである。

【問題点2】

現在学校給食調理業務の民間委託したことによる全般的な経費削減効果を算定した資料は存在しなかった。

【意見】

区職員人件費と委託経費の比較による経費節減効果を毎年度検証し、行政評価するべきである。また、学校給食調理業務民間委託化による全体的な経費削減効果についても測定していくことが望まれる。

【問題点3】

現在、委託事業の見直しの頻度は一者随意契約が締結されると原則として5年間継続する方針である。

【意見】

平成11年度より開始した委託契約なので5年間継続した例はないが、5年間継続する方針については、今後競争面や原価の効率性の観点から、その運用についても基準を設ける必要がある。5年間経過したら過去の実績とは関係なく業者を差し替えるのか、継続させる場合はどのような事由によるのか等の基本的な基準が求められる。

また、これらとは別に当初の契約の段階で安定的な履行確保(経費面も含め)を図るため、3年間程度の債務負担行為(地方自治法第214条)の活用等も検討すべきである。

NO. 58 目黒区興津学園調理業務委託

学務課

年 度	予算額(円)	契約額(円)	契約業者名
平成13年度	19,865,947	19,865,947	(株)ニッコトラスト
平成14年度	19,865,947	19,865,947	(株)ニッコトラスト
平成15年度	19,865,947	19,865,947	(株)ニッコトラスト

【委託契約の概要】

千葉県勝浦市興津に設置されている、目黒区立小学校に在籍する身体虚弱の児童を入園させ、小学校の教育課程を修得させるとともに健康の増進を図るための興津学園に入園している児童のための給食業務委託である。

「学校給食の運営の合理化について(昭和60年1月文部省通知)」に従っている。

【問題点】

昭和62年度に一者随意契約により業者選定をし、その後業者の変更することなしに今日にいたっている。一者随意契約を採用した理由は遠隔地のため指名競争入札に付すことが困難なためとしている。しかし、契約業者の所在地は千代田区大手町であり、平成13年から15年の3年間については、予算額、契約額にも全く変更がない。

【意見】

興津学園の生徒数、職員数、物価等の変動に合わせて予算金額を見直すとともに地元業者の参入等、競争性を持たした契約方法に改めるよう努力をすべきである。

なお、平成15年度の契約書に添付されている見積書には契約総額の記載しかなく委託料の積算根拠がないし、区側でも契約内容を積算したものはない。これでは契約金額の妥当性を判断しているか否か疑問である。内容の見直しを検討すべきである。

NO. 61 スクールバス運行委託

学務課

年 度	予算額(円)	契約額(円)	契約業者名
平成13年度	27,711,255	27,615,000	東交観光バス(株)
平成14年度	27,711,255	27,615,000	東交観光バス(株)
平成15年度	27,711,255	27,615,000	東交観光バス(株)

【委託契約の概要】

肢体不自由児の通学のため、目黒区内全域を二分してバス2台で運行し、児童・生徒の自宅と油面小学校(肢体不自由学級)間を送迎する。

【問題点】

毎年同一業者と同一金額で随意契約をしている。随意契約の理由としては肢体不自由学級の児童・生徒の送迎で、使用バスについては専用バスとして改造・塗装等が必要である。送迎にあたっては、経路・時間等が決められており、業者が変更になれば速やか且つ安全に運行ができないとしている。しかし、これらの理由をもって特命随意契約とするには希薄である。委託料の積算も当初は行っていたとのことであるが、現在は行っていない。業者から提出された見積書も内訳が全く書かれていない不備なものである。また、日々の運行を確認する運転日誌をみると運行日等の記帳が不備である。

【意見】

委託料の算定に当たっては、本来バスの車両減価償却、改造費、維持管理費、運転手・添乗員分の人件費等を見積もって算出すべきである。この積算が担当課でできない場合は、毎年、これら内訳明細を複数の業者から参考として提出させ、それに基づき適正な予定価格の算出を行い、そのうえで、競争性をもった契約を行うべきである。

運行日誌についても適正な記帳を求めるべきである。

NO. 73 清掃等委託(総合庁舎別館棟・上目黒二丁目文化公益施設)

総務部庁舎管理課・八雲中央図書館

年度	施設	予算額(円)	契約額(円)	契約業者名
平成13年度	—	—	—	—
平成14年度	—	—	—	—
平成15年度	総合庁舎別館	7,323,220	6,505,002	日本シティサービス 計 13,440,000
	文化公益施設	7,806,813	6,934,998	

NO. 88 目黒区総合庁舎清掃委託(別館除く)

総務部庁舎管理課

年度	予算額(円)	契約額(円)	契約業者名
平成13年度	—	—	—
平成14年度	—	—	—
平成15年度	18,270,000	18,270,000	千代田ビル管財

* 総合庁舎の清掃委託の当初予算額は5,700万余円であったが補正予算で減額している。

【委託契約の概要】

庁舎清掃について、本庁舎を本館と別館に分割し、別館は上目黒公共施設(図書館・GTホール等)と併合して契約を行ったものであるが、これは上目黒二丁目文化公益施設については教育委員会の管理施設ではあるが、保留床取得時に清掃作業員の控室スペースが確保できなかったことから、別館との併合契約を行ったものである。

なお、目黒区は契約の準備行為として、実質的に指名競争入札にあたる見積り合わせを行っている。

また、本庁舎清掃業務の予算要求及び契約依頼は、平成15年度は契約課用地管財係が平成16年度は庁舎管理課が行っている。

【問題点】

区は、本庁舎のような大規模施設の清掃業務では区内業者の入札への参加が困難となるので、区内業者の保護育成のために分割契約としたものである。

しかし、上目黒二丁目文化公益施設は、教育委員会の管理施設であるが、本庁舎別館は教育委員会の管理施設ではないにもかかわらず、併合契約を行っている。

なお、その入札価額は下表のようになっている。

表 別館・上目黒文化公益施設入札状況(平成15年3月4日実施)(単位:円)

業 者 名		入札価額(税抜き)
1	日本シテイビルサービス	12,800,000
2	目黒メンテナンス事業協同組合	12,910,000
3	サイオー	12,930,000
4	明和産業	12,970,000
5	富士興業	12,980,000
6	日本不動産管理	13,000,000
7	日本総合管理	13,100,000
8	東名	13,130,000

表 本庁舎清掃委託入札状況(平成15年3月4日実施) (単位:円)

業 者 名		入札価額(税抜き)
1	千代田ビル管財	17,400,000
2	日本ビルシステム	18,000,000
3	東京ビル整備	55,000,000
4	アネシス	56,000,000
5	アール・エス・シー	60,350,000
6	東洋実業	64,300,000
7	キョーエー	65,250,000
8	ジャパンメンテナンス	66,360,000

【意見】

上目黒文化公益施設には清掃事業のための控室がないことを理由に、このように距離的にかなり離れた施設を一本で契約する合理的な理由に乏しく、本庁舎の清掃委託を分割した結果の併合契約としか考えられない。もし、分割するなら別館は単独で契約を行い、上目黒の公共施設と無理にセットにする必要はなかったものとする。

本庁舎は規模が大きいとしても、入札にあたって本庁舎と別館を一体として清掃委託するほうが効率的であり、一般に積算方式にある経費率や、管理費率を調整すればより予定価格を減少することができるはずである。「区内業者の保護」も重要と考えられるが、場合により効率性や経済性を考慮にいれて、広く都内の業者を対象とすべきである。

また、平成16年度に所管課を変更しているが、平成15年度は入札手続きを行う担当課である契約課用地管財係が積算を行うことは適正な契約手続きとはいえない。

なお、総合庁舎の清掃委託において当初予算額から大幅に減額されたところで入札決定のうえ契約されていることについて、予算の積算方法に問題がなかったのか、清掃契約実態の分析や履行状況の検分を踏まえ積算方法の再検討を行うべきである。

【学校給食を主とした教育委員会関係委託契約一覧表】

(単位：円)

NO.	業者名	件名	契約金額	担当部課名	指摘意見
43	フジ産業	第一中学校給食調理業務委託	17,763,898	教育委員会学務課	○
44	藤江	第二中学校給食調理業務委託	15,881,250	教育委員会学務課	○
45	一富士フードサービス	第三中学校給食調理業務委託	17,053,050	教育委員会学務課	○
46	東洋食品	第四中学校給食調理業務委託	18,679,500	教育委員会学務課	○
47	一富士フードサービス	第五中学校給食調理業務委託	16,819,950	教育委員会学務課	○
48	フジ産業	第六中学校給食調理業務委託	17,689,010	教育委員会学務課	○
49	葉隠勇進 東京支店	第七中学校給食調理業務委託	17,409,000	教育委員会学務課	○
50	藤江	第八中学校給食調理業務委託	18,249,000	教育委員会学務課	○
51	藤江	第九中学校給食調理業務委託	18,419,625	教育委員会学務課	○
52	東洋食品	第十中学校給食調理業務委託	22,785,000	教育委員会学務課	○
53	葉隠勇進 東京支店	第十一中学校給食調理業務委託	16,770,600	教育委員会学務課	○
54	葉隠勇進 東京支店	碑小学校給食調理業務委託	22,083,600	教育委員会学務課	○
55	フジ産業	鷹番小学校給食調理業務委託	23,560,391	教育委員会学務課	○
56	一富士フードサービス	東山小学校給食調理業務委託	29,400,000	教育委員会学務課	○
57	東洋食品	東山中学校給食調理業務委託	22,806,000	教育委員会学務課	○
58	ニッコクトラスト	目黒区興津健康学園調理業務委託	19,865,947	教育委員会学務課	○
59	千葉商店	給食室特別清掃業務委託(小学校)	9,345,000	教育委員会学務課	
60	北川商会	給食室特別清掃業務委託(中学校)	5,244,172	教育委員会学務課	
61	東交観光バス	スクールバス運行委託	27,615,000	教育委員会学務課	○
62	北川商会	校舎等の衛生害虫駆除委託	5,382,870	教育委員会学務課	
63	セコム	学校機械警備委託(A群)	13,616,820	教育委員会企画調整課	
64	総合警備保障 渋谷支社	学校機械警備委託(B群)	6,443,640	教育委員会企画調整課	
65	雄水	興津健康学園総合管理業務委託	16,872,450	教育委員会企画調整課	
66	メイセイ	空調設備(直だき吸収冷温水機系統) 点検委託	8,683,500	教育委員会企画調整課	
67	日本移動教室協会	小・中学校移動教室バス借上げ	17,492,433	教育委員会指導課	
68	目黒区音楽体操協会	音楽体操指導員派遣委託	5,420,520	教育委員会スポーツ振 興課	
69	目黒区剣道連盟	剣道指導員派遣委託	9,028,950	教育委員会スポーツ振 興課	
70	目黒区体育協会	第42回目黒区体育祭秋季大会運営委託	5,320,747	教育委員会スポーツ振 興課	
71	シービーエス 目黒支店	清掃委託(大橋図書館)	9,870,000	教育委員会八雲中央図 書館	
72	北川商会	清掃委託(洗足図書館)	5,008,500	教育委員会八雲中央図 書館	
73	日本シティビルサービス 目黒支店	清掃等委託(総合庁舎別館・上目黒二丁 目文化公益施設)	13,440,000	教育委員会八雲中央図 書館	○
	合計(31)		474,020,423		

3. 施設維持管理等にかかる委託

この項においては施設維持管理を中心としたその他の委託契約をとりあげている。施設の維持管理契約は一般的には特命随意契約より、競争性をもたした入札等の契約方法を行うのが望ましいし、そうであるべきと考える。しかし、実際には形式的な見積もり合せ等により業者が固定する傾向にある。特命随意契約の理由書も単に過去の履行実績が良かった、なにか問題が起きた場合の対応能力があるなどとしている。

これら施設維持管理の契約については、仕様書等の契約内容の見直しを毎年行うとともに、合理的な理由がなく委託先が長期化・固定化しているものについては見直し・改善が望まれる。

NO. 77 公衆浴場へのポスター掲示委託 産業経済課

年度	予算額(円)	契約額(円)	契約業者名
平成13年度	6,262,200	6,244,560	東京都公衆浴場業生活衛生同業組合目黒支部
平成14年度	6,138,720	5,692,320	東京都公衆浴場業生活衛生同業組合目黒支部
平成15年度	5,503,680	5,433,120	東京都公衆浴場業生活衛生同業組合目黒支部

【委託契約の概要】

区及び関係機関の発行するポスターを区内公衆浴場内に掲示し行事等を区民に周知するために、公衆浴場組合に委託する。

【問題点】

区内26浴場(平成15年12月以降25浴場)に各2箇所にも月額1万6,800円(1箇所8,400円)の税込み合計年間543万3,120円を委託しているが、その他に8件の合計で補助金約4,900万円が合計で交付されている。

【意見】

広報場所を提供してもらおうという論理から委託費としているが、実質補助金に近い性格のものと考えられる。他の民間施設への、例えば町会等への広報委託があればこれを参考に検討すべきである。

区の広報事業は、広報事業として考慮すべきであり、公衆浴場の保護育成は別途補助事業として見直すべきものである。

また、委託費は消費税が上乗せされるので、補助金として見直されるべきではないかと思われる。

NO. 81 目黒区立大岡山小学校他1校電波共同受信施設改善委託

総務部施設課

年 度	予算額(円)	契約額(円)	契約業者名
平成13年度	—	—	—
平成14年度	—	—	—
平成15年度	10,626,000	10,626,000	イツココミュニケーションズ(株)

【委託契約の概要】

目黒区の施設(大岡山小学校他1校)に起因する電波障害保障施設が老朽化したので、各被障害家庭にケーブルテレビへ移行する工事をケーブルテレビ局に委託している。

【問題点】

目黒区立第四中学校施設に関連するケーブルテレビに移行工事をおこなう近隣家屋(アパート等を含む)の所有者から工事施行の承諾書を入手することになっている。この工事名簿のうち3件についての世帯数が、家屋所有者の承諾書記載の世帯数より4世帯多かった。

【意見】

この契約は、1世帯あたり工事費30万円の単価契約であるので、世帯数の調査は重要である。ケーブルテレビに加入しているので、これと照合するなどの方法で慎重に検査すべきである。

NO. 88 目黒区総合庁舎清掃委託(別館除く)

総務部庁舎管理課

この契約についてはNO. 73清掃等委託総合庁舎(別館・上目黒二丁目文化公益施設)42頁に同時掲載している。

NO. 90 木造住宅密集地域(目黒本町六丁目・原町地区)整備計画**推進業務委託 都市整備課**

年 度	予算額(円)	契約額(円)	契約業者名
平成13年度	4,956,000	4,956,000	(株)地域計画連合
平成14年度	5,586,000	5,586,000	(株)地域計画連合
平成15年度	5,023,200	5,013,750	(株)地域計画連合

【委託契約の概要】

木造住宅密集地域整備事業(目黒本町六丁目・原町地区)に係る整備計画及び事業計画の推進を図るため①～④を委託している。

- ① 協議会等の参加及び助言
- ② 街づくり整備手法にかかる検討等
- ③ 事業進捗状況の調査等
- ④ 街づくりニュースの企画、編集、印刷等

【問題点】

当地区は平成9年度に現況調査、平成11年度に整備計画策定、平成12年度には事業計画の策定を行ってきた。さらに、平成13年度からは整備計画の推進業務を行い、その業務の一部を委託しているが、事業の進捗が遅れている。この事業は地区住民が生活している街を徐々に改善していく修復型街づくり事業であり法的な強制力がないので権利者の協力がなければ進まない。

このため、委託契約についても成果が上がっていない。

平成15年度の委託契約の内容で具体的な成果がわかる項目でみると、平成15年度には①の協議会は年2回開催したのみである(参加者1回目20名、2回目13名)②に該当する公園整備検討会は年4回④の街づくりニュースの発行は年1回(5,100部)と低調なものとなっている。

ちなみに、委託料の大半は人件費が占めている。

【意見】

事業は平成22年度までの10年計画となっている。しかし、事業は公園整備は進捗しているものの、道路整備・建替促進事業は国庫補助金、都補助金を活用した事例は少ない。このように事業進捗が遅れたまま、毎年約500万円近くの委託契約をほぼ同一の内容でしていることは予算の有効な執行とはいえない。今後は事業の進捗・実績に見合った予算執行、委託契約の内容とするよう検討すべきである。

年 度	予算額(円)	契約額(円)	契約業者名
平成13年度	24,689,779	24,370,416	目黒区住宅・街づくりセンター
平成14年度	22,681,916	22,347,450	目黒区住宅・街づくりセンター
平成15年度	22,299,536	22,259,391	目黒区住宅・街づくりセンター

【委託契約の概要】

複合施設である三田フレンズ(三田地区店舗施設及び目黒区立三田一丁目住宅、目黒区三田地区整備事業住宅並びに目黒区立コーポ三田)の清掃業務・機械警備・自家用電気工作物保安管理・小修繕・消防設備点検保守・空調設備保守点検・備品管理等の施設管理全般についての随意契約。

* 平成16年度からの委託契約において清掃業務、消防設備点検については競争入札を実施している。

【問題点】

三田フレンズ内は住宅・店舗・駐車場など下表の6施設が入っている。建物管理については、都市整備課が一本の随意契約委託を行っている。しかし、複合施設であるため、その他の入居管理、収入事務は各セクションにおいてそれぞれ行っている。このため、各セクションでは収入等は把握しているが、建物管理にかかる経費についての把握がされていない、いわゆる縦割りの管理形態となっている。

表 三田フレンズの施設構成

施 設 名	規模等	所管課	備 考
店舗施設(B1・1F)	13店舗	産業経済課	3店舗空き
区民住宅(5F・6F)	4戸	住宅課	
整備事業住宅(3F～6F)	22戸	住宅課	5戸空き
高齢者福祉住宅(2F～3F))	10戸	高齢福祉課	
集会室(2F)	2室	都市整備課	
駐車場(1F)	機械式34台	都市整備課	

【意見】

各施設の管理契約を一括してしていることは理解できるし、平成16年度に入っては一部に競争性を持たした契約をしている。しかし、施設全体の収支コスト計算を全庁的に統括するとともに、施設ごとのコスト計算をしていくことが、今後の管理運営・料金改定等にあたり必要である。このような施設運営にあたっては収入と支出をトータルで把握し、一括して運営・管理していくことを検討されたい。

NO. 96 施設運営管理委託(花とみどりの学習館、川の資料館、駒場野公園自然観察舎)

みどりと公園課

年 度	予算額(円)	契約額(円)	契約業者名
平成13年度	3,727,080	3,727,080	自然教育センター
平成14年度	21,486,270	21,486,269	自然教育センター
平成15年度	21,487,127	21,474,526	自然教育センター

* 平成13年度は駒場野自然観察舎のみの委託

【委託契約の概要】

施設の管理及び講習会や展示、イベントの実施、情報誌の発行など。これらを通してみどりの普及啓発、ボランティアの育成など。

【問題点】

三ヶ所(花とみどりの学習館、川の資料館、駒場野公園自然観察舎)の施設管理等を自然教育センターに委託しているが、そのうち中目黒にある「川の資料館」(土・日祝日開館422万余円)においては、施設管理運営委託以外でシルバー人材センターに別途「川の資料館」の受付業務として約123万円で委託している。

【意見】

施設運営に支障のない範囲内で、事務の効率化・経済性を考慮した契約を検討されたい。

また、同館の開館日は125日であり、入場者数は年間4,000人強で1日平均32人と少数であるので、PR等もあわせ検討されたい。

NO. 97 清掃委託(中目黒公園) みどりと公園課

年 度	予算額(円)	契約額(円)	契約業者名
平成13年度	—	—	—
平成14年度	9,163,347	8,927,274	東急グリーンシステム
平成15年度	9,000,658	8,927,274	東急グリーンシステム

【委託契約の概要】

中目黒公園の園路・植込み地の年間87回の清掃及び年間2回の除草の実施をいしている。

【問題点】

「仕様書記載事項の履行実績が良好で、円滑なコミュニケーションが取れている。緊急時等においても、区の指示によることはもとより、自主的に適切な対応がなされている。」として、特命随意契約としている。しかし、委託内容は園路広場・植込み地の清掃及び年2回の除草の実施であり、この程度の理由をもって随意契約としているのは不適切である。

【意見】

競争性をもった入札方式に改めるべきである。

NO. 98 池・流水設備維持管理委託 みどりと公園課

年 度	予算額(円)	契約額(円)	契約業者名
平成13年度	8,630,258	8,316,000	北川商会
平成14年度	6,251,485	5,985,000	北川商会
平成15年度	6,576,170	6,457,500	北川商会

* 平成15年度は清掃回数を増やしたため金額が上がっている。

【委託契約の概要】

駒場野公園他6箇所池・流水設備の維持管理

- ①池・流れの清掃 ②貯水槽の清掃 ③ポンプ室の清掃
- ④設置機器の保守点検及び調整
- ⑤各種ポンプ電流チェック絶縁抵抗値測定
- ⑥バルブ等の調整 ⑦滅菌器の点検及び薬剤の補充
- ⑧機器の運転及び停止 ⑨残留塩素濃度の測定

等を委託している。

【問題点】

「仕様書記載事項の履行実績が良好で、円滑なコミュニケーションが取れている。緊急時等においても、区の指示によることはもとより、自主的に適切な対応がなされている。」として、特命随意契約としている。しかし、契約内容をみると特段の専門性はなく、同種の業者であれば実施が可能である。

【意見】

競争性をもった契約にすべきである。

NO. 99 公園運営管理委託(中目黒公園・目黒川船入場)

みどりと公園課

年 度	予算額(円)	契約額(円)	契約業者名
平成13年度	—	—	—
平成14年度	7,900,495	7,273,560	目黒区シルバー人材センター
平成15年度	7,265,709	7,265,685	目黒区シルバー人材センター

【委託契約の概要】

中目黒公園・目黒川船入場の運営管理

- ① 中目黒公園については管理業務を委託し、多目的広場の門扉の開閉と園内の見回り点検を実施している。
- ② 目黒川船入場については、門扉の開閉・川の資料館の受付の管理業務の委託と、園路広場の清掃・除草及び便所清掃を委託している。

【問題点】

中目黒公園についてはこのように管理業務を委託し、多目的広場の門扉の開閉と園内の見回り点検を委託している。その金額は約370万円であり委託金額の半分を占めている。ところが同一の公園でありながら、管理業務とは別に清掃業務について、同じ課において上記NO. 97のように別途委託契約をしている。

【意見】

管理業務と清掃業務を別個に委託契約していることについては、事務の効率化・経済性を考慮し、契約の一本化を検討されたい。

NO. 101 清掃委託(不動公園 他15カ所)

みどりと公園課

年 度	予算額(円)	契約額(円)	契約業者名
平成13年度	33,881,355	32,504,481	目黒区シルバー人材センター
平成14年度	32,504,474	32,504,481	目黒区シルバー人材センター
平成15年度	33,014,343	32,991,480	目黒区シルバー人材センター

【委託契約の概要】

- ① 不動公園ほか15箇所の園路広場・植込み地の清掃・除草
- ② 西郷山公園の便所清掃・見回り点検。碑文谷公園拡張部及び田道広場公園の門扉の開閉

【問題点】

区立の不動公園他15カ所の公園については目黒区シルバー人材センターに清掃・除草等を委託している。公園内で発生したごみは①燃えるごみ、②燃えないごみ、③ビン・カンの3分別で収集されている。しかしながら、折角分別収集したビン・カンについてみると、資源化するためにはビンとカンを再度分別するのに手間がかかるとのことで、燃えないごみと一緒に中央防波堤外側の処分場に埋め立て処分されている。

【意見】

このように再利用リサイクルできるにもかかわらず、ビン・カンの分別に手間がかかるとのことで埋め立て処分しているのは、分別リサイクルを推進している区の立場からして適当でない。区の責任において必要な経費を措置し、再利用する方向で処理すべきである。

ちなみに平成15年度に区内16箇所の公園で発生・収集したビン・カンの量は70リットル袋入りで3,144袋である。

NO. 103 汚水処理装置維持管理保守点検委託 清掃事業所

年度	予算額(円)	契約額(円)	契約業者名
平成13年度	9,321,795	9,321,795	フジクリーン工業(株)
平成14年度	9,321,795	9,321,795	フジクリーン工業(株)
平成15年度	9,321,795	9,321,795	フジクリーン工業(株)

【委託契約の概要】

清掃事業所(清掃車の車庫)には、車両洗車時に塵芥を含んだ汚水が排出されるため、その排水を適正に処理するための排水処理施設が設置されている。汚水処理の目的を達成するため、各処理層の機能管理(諸施設の調整運転管理)及び水質管理・薬剤の補充などの業務を行い、適正な施設の維持・管理・保守業務を行う。

【問題点1】

仕様書では汚水処理から発生する年間の汚泥発生量を312立方メートルと想定し、その運搬費として6トン車52台(年間)を見込んでいる。その費用は業者見積もりで660万4,000円である。しかし、平成15年度の汚泥処分の実績をみると40立方メートル、車両の運搬実績は年間わずか4台となっており、当初の見積とは大きく乖離している。

【意見】

委託料の算定は保守点検費等一式年52回188万2,000円と汚泥処分費、車両運搬費、薬剤費等699万5,900円からなっている。汚泥処分費、車両運搬費等を排出の実態に即して積算すると、下表のように年間で約600万円の節減となる。来年度以降積算の見直し、是正を図るよう強く要望するものである。

表 節減金額の計算式

区 分	従来の積算(H12～15)	15年度 実態で計算	差 額
汚泥処分費	312 m ³ ×12,000＝ 3,744,000 円	40 m ³ ×12,000＝ 480,000 円	3,264,000 円
車両運搬費	52 台×55,000＝ 2,860,000 円	4 台×55,000＝ 220,000 円	2,640,000 円
合 計	6,604,000 円	700,000 円	5,904,000 円
* 両者の差額は590万余円で、この他に薬剤苛性ソーダ等の使用量が減るので約600万円となる。			

【問題点2】

仕様書では発生した汚泥等の廃棄物は関係法令の規定に基づき、適正に処理することとし、写真・マニフェスト等を提出することとなっているが、提出がされていない。

また、排水処理設備の設置業者ということで、設備内容に精通している緊急時の対応も迅速に実施できるとのことで業者指定を行っているが、特命随意契約のあり方としては疑問がある。

【意見】

業務に関する写真・マニフェスト等の提出も求めるとともに、特命随意契約ではなく、競争性を持たした契約方法に改めるなど、契約全般のあり方について見直しをすべきである。

【施設維持管理等にかかる委託契約一覧表】

(単位:円)

NO.	業者名	件名	契約金額	担当部課名	指摘意見
74	東京交通安全協会	交通事故相談業務委託	5,883,150	企画経営部区民の声担当課	
76	アール・オー・エス	戸籍タイプ事務委託	8,542,800	区民生活部戸籍住民課	
76	山武ビルシステムカンパニー東京本店	設備運転監視および自動制御機器保守点検委託(区民センター、美術館)	8,416,800	区民生活部産業経済課	
77	東京都公衆浴場業生活衛生同業組合	公衆浴場へのポスター掲示委託	5,433,120	区民生活部産業経済課	○
78	セノン	交換便運行管理委託	6,426,000	総務部総務課	
79	日進産業	目黒区防災センター施設管理委託	26,427,240	総務部防災課	
80	日立国際電気	防災無線設備保守点検委託	12,232,500	総務部防災課	
81	イツ・コミュニケーションズ	目黒区立大岡山小学校他1校テレビ電波共同受信施設改善委託	10,626,000	総務部施設課	○
82	高橋工業	目黒区総合庁舎管理業務委託	97,806,870	総務部庁舎管理課	
83	オーエンス	目黒区総合庁舎案内業務委託	13,560,750	総務部庁舎管理課	
84	オーエンス	目黒区総合庁舎警備委託	13,179,075	総務部庁舎管理課	
85	オーエンス	目黒区総合庁舎駐車場整理委託	14,400,977	総務部庁舎管理課	
86	オーエンス	駐車場整理委託	6,323,362	総務部庁舎管理課	
87	西花園	総合庁舎樹木等手入れ委託	6,300,000	総務部庁舎管理課	
88	千代田ビル管財	清掃委託(総合庁舎本館棟他)	18,270,000	総務部庁舎管理課	○
89	富士テレコム	電話交換機保守委託	8,568,000	総務部庁舎管理課	
90	地域計画連合	木造住宅密集地域(目黒本町六丁目・原町地区)整備計画推進業務委託	5,013,750	都市整備部都市整備課	○
91	都市基盤整備公団	自由が丘地区におけるまちづくり事業調査及び事業計画案策定業務委託	9,513,000	都市整備部都市整備課	
92	日建設計 東京オフィス	大橋一丁目周辺地区整備構想策定のための調査検討委託	5,775,000	都市整備部都市整備課	
93	目黒区住宅・街づくりセンター	三田地区整備事業住宅等管理委託	22,299,536	都市整備部都市整備課	○
94	日本ロード・メンテナンス	雨水樹清掃委託	9,922,500	都市整備部土木工事課	
95	共立緑地	道路緑地及び緑道樹木補植委託	13,965,000	都市整備部みどりと公園課	
96	自然教育研究センター	施設運営管理委託(花とみどりの学習館、川の資料館、駒場野公園自然)	21,474,526	都市整備部みどりと公園課	○
97	東急グリーンシステム	清掃委託(中目黒公園)	8,927,274	都市整備部みどりと公園課	○
98	北川商会	池・流水設備維持管理委託(駒場野公園他6ヶ所)	6,457,500	都市整備部みどりと公園課	○
99	目黒区シルバー人材センター	公園運営管理委託(中目黒公園・目黒川舟入場)	7,265,685	都市整備部みどりと公園課	○
100	目黒区シルバー人材センター	児童交通施設業務委託(衾町公園)	5,224,445	都市整備部みどりと公園課	
101	目黒区シルバー人材センター	清掃委託(不動公園 他15か所)	32,991,480	都市整備部みどりと公園課	○
102	協和興業	粗大ごみ中継所業務委託	17,657,514	環境清掃部清掃事務所	
103	フジクリーン工業(株) 東京支店	汚水処理装置維持管理保守点検委託(清掃事業所)	9,321,795	環境清掃部清掃事務所	○
104	リサイクルめぐろ推進協会	びん・缶分別回収業務委託	218,617,927	環境清掃部ごみ減量課	
105	グリーンブルー	沿道における窒素酸化物濃度測定調査及び二酸化窒素濃度面的調査委託	7,266,000	環境清掃部環境保全課	
	合計(32)		664,089,576		

4. システム・コンピュータ関係の保守委託・運用委託等

(1) 電子情報処理業務の概要と課題

区では、昭和37年当時増大しつつあった事務処理の効率化を図るため、総務課に機械計算係を設置しパンチ・カード・システムを導入した。これが本区の機械化の始まりである。以降、

第一次総合事務機械化計画(昭和37年度～41年度)

第二次総合事務機械化計画(昭和42年度～46年度)

第三次総合事務機械化計画(昭和47年度～51年度)

第四次総合事務機械化計画(昭和52年度～56年度)

第五次総合事務機械化計画(昭和57年度～61年度)

を経て、電子情報処理による行政事務の簡素・効率的と区民サービスの向上に努めてきた。

その後、パーソナルコンピュータの普及や高性能化及びネットワーク技術の拡大や進展など、高度情報化社会に対応して、

OA化計画(平成4年度～平成8年度)

目黒区地域情報化推進計画(平成7年度～平成11年度)

を策定し、行政内部のシステム化のみならず、区民への情報提供や区民同士の情報交流までも視野に入れた地域全体を対象とする情報化施策についても取り組みを進めた。さらに、庁舎移転のタイミングに併せ目黒区情報化ビジョン(平成14年度～)を策定し、21世紀における区の情報化施策の方向性を示すとともに、現在はその着実な進展を目指している段階である。

一方、財政状況の悪化や区民ニーズの多様化・複雑化により、否応なく区政は変革を求められている。ITはそのための強力なツールになり得る。しかし、反面において経費面や人員面での負荷も大きく、安易な情報化施策は行政資源の浪費になりかねないことを十分に自覚する必要がある。トータルコストの把握と費用対効果を踏まえた効果・効率的なITの活用が課題となる。

(2) 電子情報処理業務の委託の内容

区では、電子情報処理について、「アプリケーションシステムの開発」「アプリケーションシステムの保守」「システムプログラムの維持管理」「機器の保守」など、専門的な職員では対応が困難である作業等の外部委託を実施している。平成15年度の情報課歳出予算は約9億1,373万円であり、その推移は下表のとおりであり、委託料についてはほぼ横ばいで、区の一般会計全体の約1%を占めている。

なお、ホストシステム(住民記録等)の委託は情報課が行い、ホストシステム以外の個別システムは各所管部課が行っている。

(3) 電子情報処理業務委託の問題点

区ではかつて、ホストシステムにおけるアプリケーションシステムの設計、プログラミング、データ入力及び運用保守など、ハードウェアの故障対応など一部を除き、全て情報課職員が中心となり、設計やテスト段階においては所管課職員とも連携し、その維持管理を行ってきた。しかし、専門化・複雑化するITを効果的に活用するため、次第に外部委託の範囲を拡大してきた経緯がある。

外部委託を進めることにより、専門的な知識経験を必要とするシステムの維持管理が安定的に行われる反面、職員のスキルアップが追いつかず、委託管理が難しくなる傾向が生じつつある。このことによって、委託先の固定化や経費査定の困難化及びシステムのブラックボックス化など、経費面やセキュリティ等の点で区に不適切な状況が起こりうる危険性がある。したがって、適時適切な研修等による専門的知見を有する職員の育成が急がれるが、研修等のみでは人材育成が困難な面もあり、区の専門的人材の確保という点が深刻な問題点となる。

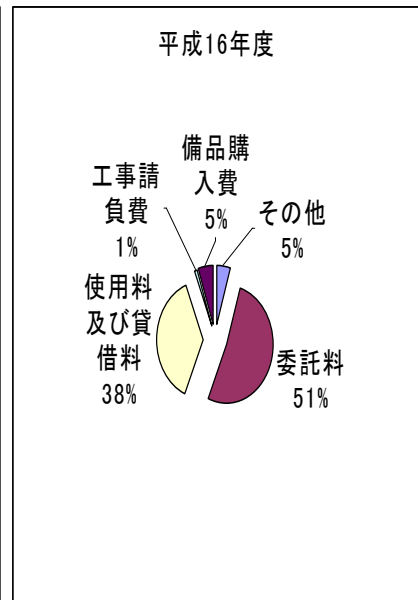
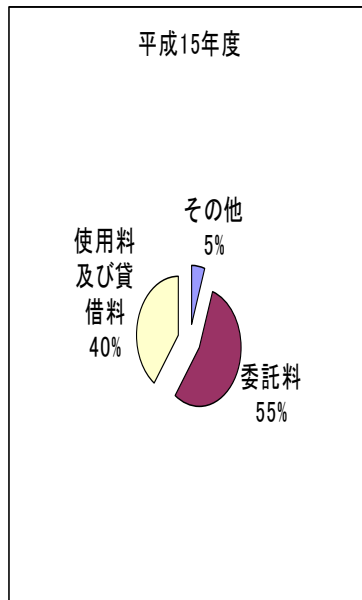
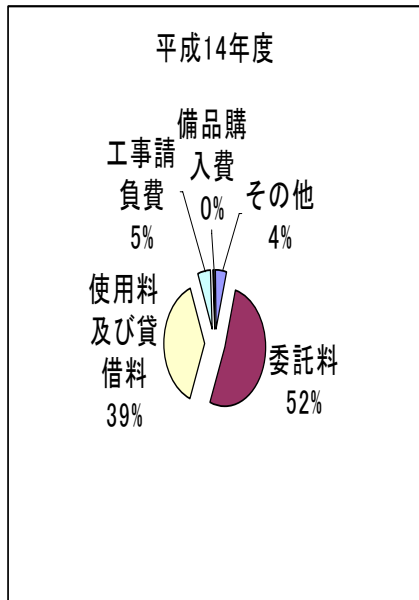
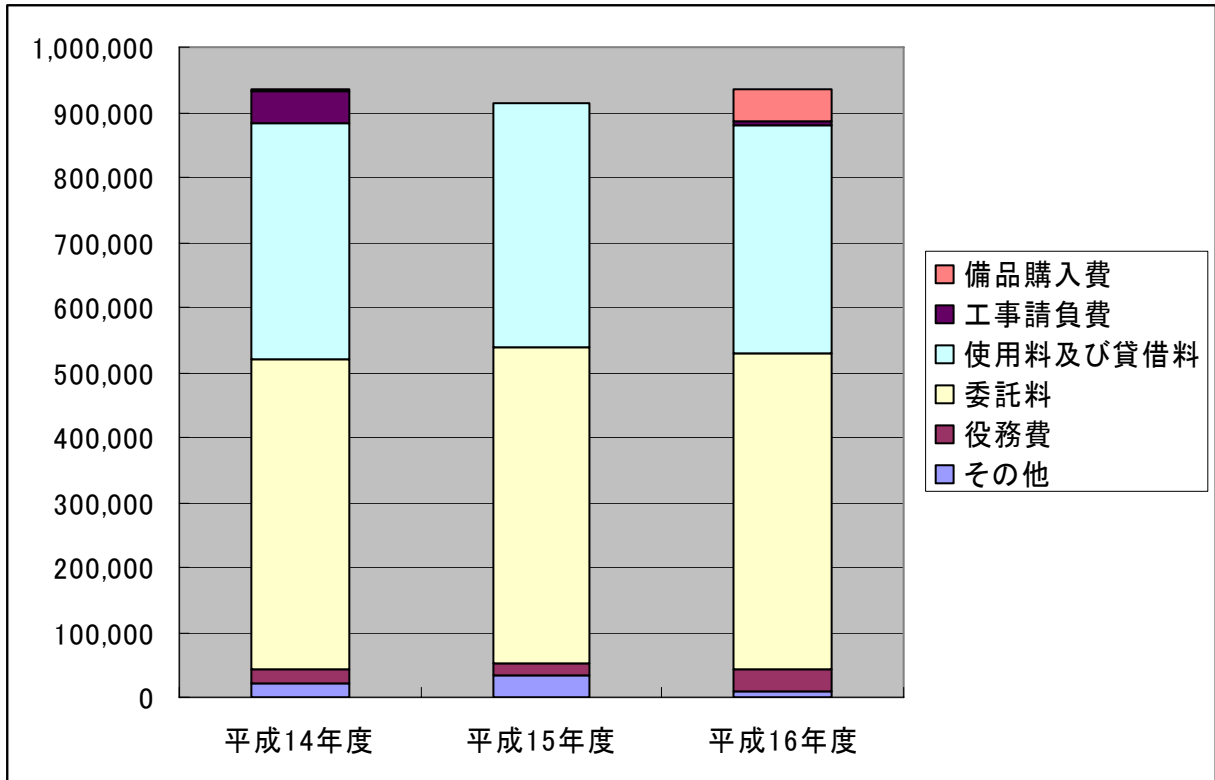
表 情報課の当初予算歳出内訳(職員人件費を除く) (単位:千円)

科 目(節)	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
報 酬	7,483		
共 済 費	314		
報 償 費	60		
旅 費	283	216	136
需 用 費	10,099	22,237	8,581
役 務 費	21,285	18,380	32,982
委 託 料	478,945	486,032	485,389
使用料及び貸借料	361,834	376,393	352,762
工 事 請 負 費	49,865		6,057
備 品 購 入 費	3,512		49,117
負担金補助及び交付金	2,141	2,418	1,557
補償・補填及び賠償金		8,058	
計(A)	935,821	913,734	936,581
区一般会計(B)	110,826,054	87,441,902	92,042,008
A/B	0.84%	1.04%	1.02%

* 平成14年度の工事請負費の増は庁舎移転のため

* 平成16年度の備品購入費の増はイントラネットパソコン購入のため

情報課の当初予算歳出内訳(職員人件費を除く)の推移グラフ (単位:千円)



なお、区全体での情報システムに関して、区の調べによると、平成15年度の情報システムの運用経費と業務経費の合計は、約12億6千万円となっている。

- ① 汎用ホスト業務 7億5千万円
- ② 個別業務 3億3千万円
- ③ 庁内LAN業務 1億8千万円

一般会計総額から見ても情報システムに関する金額は大きいため、費用対効果の検討は重要である。

以下がシステム、コンピューター関係についての委託に関する問題点及び意見である。

NO. 107 住記系システム保守委託 企画経営部情報課

委託年度	予算額(円)	契約額(円)	契約の相手方
平成13年度	—	—	—
平成14年度	86,310,000	86,310,000	(株)CSK
平成15年度	86,310,000	86,310,000	(株)CSK

【委託契約の概要】

- ・ 中央電子計算処理実施計画書のうち住記系システムに関わること。
- ・ 住記系システムのアプリケーション障害時における問題判別及びプログラム修正に関わること。
- ・ その他特に必要と認められることについては別途協議のうえ対応する。

<金額の妥当性の検討結果を明確にすべきもの>

【問題点】

住記系システム保守委託については、一社随意契約であり、特に他社との見積合わせは実施していない。この理由として、「当区の基幹システムである住民記録・税務・国民健康保険を開発した業者であり、効率的な運用が期待できるため委託を希望している。」としている。

また、委託業者からの見積書によると、次の内訳となっている。

委託料金(消費税別)

1.税務システム保守委託	120万×10.0人月= 1,200万
2.国民健康保険システム保守委託	120万×10.0人月= 1,200万
3.中規模システム保守	120万×28.5人月= 3,420万
4.税務システム保守臨時分	120万×10.0人月= 1,200万
5.国保システム保守臨時分	120万×10.0人月= 1,200万
計	8,220万

保守については、10月から12月に情報課が各課から何をしたいかを聞き取り調査し、その中から優先順位を決めている。平成15年度については依頼申請が220件あり、この中から最終的に75件を実施の回答を行ったとのことであった。但し、三人月程度以上かかる内容については、別予算化してもらおうとのことだが、この運用ルールは存在しない。

委託業者からは通常7名が常駐している。業務の時間は祝日・年末年始を除く月曜日から金曜日の8:55から17:15までであり、毎月140時間(19日)を一人月としている。区側は契約書の中で要員経験基準を定めているが、特に、経験年数については定めていない。

この委託契約は見積書の内訳の通り、SE(システムエンジニア)の派遣であるがこの一人月の金額の妥当性に関する検討はなされていない。特に、他社との見積合わせは行っておらず、区における積算表も存在しない。

【意見】

住記系システム保守委託については、一社随意契約であり、区の基幹システムである住民記録・税務・国民健康保険を開発した業者であり、効率的な運用が期待できるということから、他社の見積合わせも実施していない。

SE業務に関する単価の妥当性について検討を行っていないが、現状の委託業務での一人月が120万円となっている。これに対して、例えば、近隣の地方公共団体から入手した積算表での金額は、5～10年の経験を要するSE業務では一人月は93万6,000円である(10年以上は132万2,000円)。

また、同一業者である㈱CSKが見積合わせの結果、国民年金システム再開発委託契約(NO. 106)を獲得している。ここにおける区情報課の算定した作業量としての見積は約20人月となっている(3人常駐で約6ヶ月常駐)。ここでの契約金額は税抜きで1,680万円であり、20人月と想定すると一人月は84万円、3人常駐で約6ヶ月常駐とのことから作業量を少なく見積もり18人月と想定すると93万3,000円であり、いずれにしても住記系システム保守委託における一人月120万円よりも低額となっている。例えば、一人月が90万円であれば金額は2,055万円の引き下げ効果があり、この分を更なる保守や開発に回すことによってより行政サービスの充実につながる事となる。

さらに、要員経験基準において国民年金システム再開発委託契約では、チームリーダー

及びプログラミングに携わる要員について、「5年以上の自治体における税務、国民健康保険、国民年金、住民記録台帳等の基幹部分のシステム設計及びプログラミング開発経験があり」としており、年数による制限も設定されているのに対して、当該住記系システム保守委託では年数までの要求はなされていない。

レベルの問題もあり一概には比較しにくいですが、同一業者による一人月における金額に差があることは、一社随意契約であり、他社の見積合わせも実施していない現状からすると、引き下げに関する余地があると考えられる面は否めないものと思われる。継続的に金額が同額ということで決定するのではなく、同一業者であれば他の契約や他の特別区の情報や可能であれば見積合わせによって、金額の比較は実施することが必要である。

NO. 108 税務システム修正委託(新証券税制分) 企画経営部情報課

委託年度	予算額(円)	契約額(円)	契約の相手方
平成13年度	—	—	—
平成14年度	—	—	—
平成15年度	8,568,000	8,568,000	(株)CSK

【委託契約の概要】

以下に係るシステム改修を行う

- ・ 配当所得(小額配当非課税の廃止、課税方法の変更)
- ・ 株式譲渡所得(上場株式当の譲渡損失の繰越控除、税率の変更、合計所得の計算変更、上場株式等取引報告書)
- ・ 先物取引に係る雑所得等(税率の変更、先物取引の損失の繰越控除)

<金額の妥当性の検討結果を明確にすべきもの>

【問題点】

税務システム修正委託については、一社随意契約であり、特に他社との見積合わせは実施していない。この理由として、「本修正委託は、既存の税務オンラインシステムを稼働させながら既存プログラムを修正するものであり、経常の保守作業と連携をとりつつ進めていかなければならない。そのため当該システムの保守を行っている株式会社シーエスケーに委託することが確実かつ効率的な履行に不可欠である。」としている。

また、委託業者からの見積書によると、以下の内訳となっている。

委託料金(消費税別)

業務内容 証券税制改正分 120万×6.8人月=816万

なお、詳細な見積原価については別紙で入手し検討を実施していた。

区側は契約書の中で、開発要員に関する経験年数については定めていない。

この委託契約はSEの作業が中心となるが、この一人月の金額の妥当性に関する検討はなされていない。特に、他社との見積合わせは行っておらず、区における積算表も存在しない。

【意見】

税務システム修正委託については、一社随意契約であり、区の既存の税務オンラインシステムを保守している業者であり、确实かつ効率的な履行に不可欠として他社の見積合わせも実施していない。

また、NO. 107で記載のように、同一業者が見積合わせに参加した場合の一人月は区側で作業量を見積もった結果から算出すると税務システム修正委託における一人月よりも低額となっている。SE業務に関する単価の妥当性についてもNO. 107の住記系システム保守委託にかかわる委託契約と同様に検討を行っていないが、あわせて検討をすべきである。

委託年度	予算額	契約額	契約の相手方
平成13年度	—	—	—
平成14年度	—	—	—
平成15年度	5,775,000	5,775,000	(株)CSK

【委託契約の概要】

以下に係る下記の機能を作成する

- ・ 個人ログイン機能の新設
- ・ ログ取得プログラムの作成
- ・ 業務プログラムの修正
- ・ ログファイルバッチ管理機能

<職員マスタ等との連動について将来的に検討が望まれるもの>

【問題点】

中規模システム操作記録開発委託は、現在稼働中の住民記録系オンラインシステムについて個人ログインの機能を導入し、外国人登録、軽自動車税、国民健康保険、老人医療、児童手当/児童育成手当、住宅、選挙、保健などのサブシステムについて操作ログを取得するものである。

セキュリティの面からは望ましいシステムであるが、ログインする権限の設定に関しては所管に任せており、課の課長が責任者となっている。このため、権限設定が正しいかどうかについては所管における運用に任せるしかなく、正しいと保証される仕組みは情報システムの面からは構築されていない。

【意見】

例えば、人事システムにおける職員マスタ等を活用することによって、どの職場にどのような職階の職員が所属しているかをとらえることができるため、この職員マスタ等と当該中規模システム操作記録のシステムを連動させることにより、自動的に所属していない職員の権限を許可しない仕組みを構築することなどが考えられる。

したがって、将来的に職員マスタ等との連動について検討することが望ましい。

委託年度	予算額(円)	契約額(円)	契約の相手方
平成13年度	14,490,000	14,490,000	デロイトシステムズ中部
平成14年度	18,952,599	18,952,500	デロイトアウトソーシング
平成15年度	15,120,000	15,120,000	デロイトアウトソーシング

【委託契約の概要】

財務情報システムについて、変更すべき点が発生したときや、臨時業務が発生した時に設計・プログラミング・テストを行う。

<金額の妥当性の検討結果を明確にすべきもの>

【問題点】

財務情報システム保守及び運用支援委託については、一社随意契約であり、特に他社との見積合わせは実施していない。この理由として、「財務情報システムはマンチスという言葉で構成されており、この言語をサポートしている業者は、現在契約している業者のみである。また、同社は会社組織の変更はあったものの、財務会計システムの開発時のノウハウを継承しており、保守・開発が可能である。」としている。

また、委託業者からの見積書によると、以下の内訳となっている。

財務情報システム保守及び運用支援

①見積工数:12人月(区役所所定作業時間ベース)

②見積金額:144万

③見積内訳:@120万/1人月×12ヶ月=1,440万

この委託契約は見積書の内訳の通り、SEの派遣であるがこの一人月の金額の妥当性に関する検討はなされていない。特に、他社との見積合わせは行っておらず、区における積算表も存在しない。

さらに、作業内容に関して、1週間に1回の定期的な報告は受けているが、契約書・仕様書において、報告を受けることにはなっておらず、どのような業務を実施しているかの総括的な資料は存在しなかった。

【意見】

財務情報システム保守及び運用支援委託については、一社随意契約であり、財務情報システムの開発言語を担当する業者が1社しかないことから、他社の見積合わせも実施していない。

マンチス(MANTIS)は第四世代言語ともいわれる言語であり、ソフトの開発・保守の生産性を向上させ、コストを大幅に減らすことをめざしたものであるが、普及状況は現状では低く、業者自体が少ないのは事実である。但し、理由としてあげている業者が1社しかないというのは、ホームページ等で検索したところ技術的な面での問題の可能性はあるにしても複数存在しており、また、本当に1社しかないのであれば、現在の業者が契約の継続を行わない場合や業者が事業自体を廃止する等により業務が継続できないこととなり、問題がある。業務の継続の観点から、業者における委託の継続の可能性や代替業者の可能性を検討しておく必要がある。

また、SE業務に関する単価の妥当性について検討を行っていないが、現状の委託業務(祝日・年末年始を除く月曜日から金曜日の8:30～17:15)での一人月が120万円となっている。これに対しても、前述の(NO. 107)近隣自治体の積算表と比べると高めである。レベルの問題もあり一概には比較しにくいだが、他の特別区の情報や可能であれば見積合わせによって、金額の比較は実施することが必要である。

さらに、実際には1週間に1回の報告を受けているとのことだが、仕様書の中で定期的な報告を受けることを定め、SEのレベルを含め内容に関しての費用対効果の分析を行うことが必要である。

NO. 112 端末機器(住民記録系・財務系)保守委託 企画経営部情報課

委託年度	予算額(円)	契約額(円)	契約の相手方
平成13年度	16,484,874	16,467,108	アルプ(株)
平成14年度	14,401,600	14,188,282	アルプ(株)
平成15年度	16,147,110	16,130,640	アルプ(株)

【委託契約の概要】

住民記録系及び財務会計系端末装置の維持及び保守委託

<「情報セキュリティ対策基準」を委託に関して遵守すべきもの>

【問題点】

区における住民記録系及び財務会計系端末装置の維持及び保守委託を昭和59年度から委託しているが、契約書については区の通常の契約書を使用している。この契約書においてセキュリティの面からは、以下の記載がなされている。

- ① 第2条 乙(委託業者)は、上記契約に関する一切を担当し、これを第三者に委託することはできない。
ただし、甲の承諾を得た場合は、この限りではない。
- ② 第8条 乙は従事員の行為について一切の責任を負うものとし、乙が作業実施中に甲及び第三者に損害を与えた場合には、乙は損害賠償の責を負うものとする。
- ③ 第11条 乙は、この契約によって知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
また、区側で別途仕様書を作成しており、仕様書においてセキュリティの面からは、以下の記載がなされている。
- ④ 本保守の遂行により知り得た業務上の秘密は、本保守の有効期間中及びその終了後も一切他に漏洩してはならない。
- ⑤ 二次委託を行う場合は、機器別の担当会社名を書面により契約締結時に通知しなければならない。

区として、情報セキュリティに関して「情報セキュリティ対策基準」を策定しており、この第16で委託に関して以下の記載がなされている。

区の業務を委託により行う場合は、以下の対策をとるものとする。

- 1 委託先がセキュリティ対策の趣旨を理解し、本基準と同等以上のセキュリティ対策をとるものとするよう指示等する。
- 2 委託先が区と協議なしに再委託を行うことのないよう指示等する。
- 3 区はセキュリティ対策の実施状況確認のため、委託先への立ち入り検査など適切な方法により必要な調査を行う。
- 4 委託先がセキュリティに関する事故、欠陥、誤動作が発生した場合に速やかに区に報告を行うよう指示等する。

また、目黒区電子情報処理規則第二十三条においても同様の記載がなされている。

しかしながら、契約書及び仕様書の中で、「情報セキュリティ対策基準」と同等以上のセキュリティ対策をとるものとするよう指示等はされておらず、立ち入り検査に関する文言も記載されていない。また、委託業者におけるセキュリティ対策をどのように構築しているかについての記述もないことから、委託先がセキュリティに関する事故、欠陥、誤動作が発生した場合に速やかに区に報告を行うことは難しいと考えられる。

【意見】

区の個人情報保護条例及び行政機関等個人情報保護法等に基づいた個人情報の保護が必須であるとともに、個人情報以外でも、情報公開条例等で不開示とされている情報のように外部に公表できない機密情報が存在しており、高い情報セキュリティ水準が要求される。特に、委託契約の対象は住民記録系・財務系の端末機器に関する保守委託であり、ホストシステムに関連している機器であることから、重要性は高いと言わざるを得ない。

過去の情報漏洩の事件において、委託業者からの漏洩が発生しており、委託に関する契約書・仕様書上で情報セキュリティ対策を明確にすることが必要となってくる。

現状では、「情報セキュリティ対策基準」で委託に関して、委託先に「情報セキュリティ対策基準」と同等以上のセキュリティ対策を要求しているのに対して、契約書・仕様書では必ずしも十分な内容となっておらず、最低でも、①「情報セキュリティ対策基準」と同等の対策を取ることにする指示、②区による立ち入り検査権限の明記、③事故報告など緊急時における報告義務、の三点に関する記載は必要である。

さらに、委託業者が守秘義務や契約書・仕様書の義務違反の場合における損害賠償義務の明記、要員派遣に関して委託業者の責任者及び本人の双方からの機密保持等に関する誓約書等を提出させることなども有効と考えられる。

NO. 114 イン트라ネットシステム保守運用委託 企画経営部情報課

委託年度	予算額(円)	契約額(円)	契約の相手方
平成13年度	—	—	—
平成14年度	3,150,000	3,087,000	日本アイ・ビー・エム(1～3月のみ)
平成15年度	12,348,000	12,348,000	日本アイ・ビー・エム

【委託契約の概要】

PCサポート、サーバー運用・管理、ネットワーク監視、ウイルス対策等について、ネットワーク技術に関し知見を有するSEにより、保守運用作業を行う。

<「情報セキュリティ対策基準」を委託に関して遵守すべきもの>

【問題点1】

区におけるイン트라ネットシステムの保守運用管理を平成15年1月から委託しているが、契約書については区の通常の契約書を使用している。この契約書においてもセキュリティの面からは、前述の(NO. 112)住民記録系及び財務会計系端末装置の維持及び保守委託と同様の問題点がある。

【意見】

前述意見(NO. 112)と同様の、適切な対応が望まれる。

<金額の妥当性の検討結果を明確にすべきもの>

【問題点2】

イントラネットシステム保守運用委託契約は新庁舎における庁内LANに係るイントラネットシステムの保守運用管理を行うものであり、この契約は随意契約であり、見積もり合わせは行っていない。

見積書では単に「イントラネットシステム保守運用委託」との記載のみで、見積金額1,176万円と一括で記載されているのみとなっている。仕様書において区と受託者との役割分担の記載はなされているが、物量的な記載はなく、見積書と仕様書から金額の妥当性について判明しない状況である。

【意見】

新庁舎引っ越しの際に、イントラネットシステムの保守運用管理についても業者から見積もりを取っており、ホストシステム運用委託(NO. 116)についても同一業者であるため、全体としての総合的な判断を実施しているとのことであるが、随意契約であることから、一式ではなく何にいくらという内訳の積み上げは必要である。また、内訳を明示することによって、市場価格や他区との比較等による妥当性の検討の可能性が生じてくる。

さらに、委託しているサービスのレベルと委託金額との対応関係を明確にすることからも、サービスレベル合意書(SLA)を締結し、サービスの品質を明らかにすることが今後必要である。例えば、仕様書の中の委託業者とのイントラネットシステム役割分担表で、「ウイルスパターン取得」、「ウイルスパターンファイルの配布・管理」を受託者が実施するとしているが、新しいコンピュータウイルスに対応するためのファイルであるパターンファイルの取得・配布の時間をウイルスソフトのベンダーリリースより24時間以内にするなどがあげられる。

情報システムに関する保守運用に関する委託は、役務の提供であり成果物が明確でないことから、適正な金額が算出しにくいという面がある。定例の打ち合わせに関する議事録は作成されており、作業自体がなされていることは確認が取れたが、内訳及び品質を明確にしておかなければ、役割分担の見直し時における金額の変更や委託業者からの値上げ要求について客観的な検討はできないことになる。内訳を明らかにして積み上げによる金額を算出するとともに、必要に応じて品質の合意を行うことが必要である。

NO. 115 ネットワーク機器保守委託

企画経営部情報課

委託年度	予算額(円)	契約額(円)	契約の相手方
平成13年度	—	—	—
平成14年度	8,642,365	8,484,000	日本アイ・ビー・エム
平成15年度	30,629,247	30,565,500	日本アイ・ビー・エム

【委託契約の概要】

ネットワーク機器及びイントラネット用サーバーの故障に対応するためと、不正なアクセスの監視のため

＜サーバー「情報セキュリティ対策基準」を委託に関して遵守すべきもの＞

【問題点】

区におけるネットワーク機器の保守委託を平成15年1月から委託しているが、契約書については区の通常の契約書を使用している。このため、この契約書においてもセキュリティの面からは、前述の(NO. 112)と同様の問題がある。

【意見】

前述意見(NO. 112)と同様の、適切な対応が望まれる。

NO. 116 ホストシステム運用委託

企画経営部情報課

委託年度	予算額(円)	契約額(円)	契約の相手方
平成13年度	—	—	—
平成14年度	269,967,600	269,967,600	日本アイ・ビー・エム
平成15年度	269,967,600	269,967,600	日本アイ・ビー・エム

【委託契約の概要】

1 ホストシステムの操作、2 ホストシステムスケジュール管理、3 システム管理サービス変更管理、ネットワーク管理、障害管理、端末管理、運用サポート、4 バックアップ処理、5 その他

<債務負担行為としての契約の検討が望まれるもの>

【問題点】

平成14年度から日本アイ・ビー・エムとのハード・ソフト一括契約をホストシステム運用委託契約に変更している。具体的には、下記の内容となっている。

(平成13年度まで)

1 IBMプログラム使用・機械賃貸借(ハード・ソフト一括)

メインフレームとその周辺機器のレンタル契約、及びOS等の使用賃借契約。この契約による借上げ機器の保守、導入設置費、カスタマイズ、アップグレード等も含む。科目上は使用料で処理。

2 拡張プログラムサービス(EPS)選択サービス・D

上記1の契約により行われるサービス内容を拡張するもの。ソフトウェアの使用権許諾に含むという観点で、科目上は使用料で処理。実際にはSE 1名程度が常駐し、障害対応やシステム管理のアドバイス等を行なう。

3 情報処理システムのオペレーション業務委託(日本アイ・ビー・エムと別業者が担当)

ホストシステムの運用委託。メインフレームの起動やバッチ処理などは、以前は職員が交替で行なっていたが、運用の標準化支援ソフトを導入し外部委託を行なうようになった。

その他、リース機器、購入機器の保守は別途。

システム管理の主要部分はいくまでも情報課職員が担い、IBMはサポートという位置づけ。

区主導でシステムを運営し、セキュリティを確保するために、オペレーション、プログラム開発、データエントリー業務、機器保守、システム管理サポートはすべて区職員が仲介する形態で行なってきた。

平成14年度からはこの契約を下記の契約に変更している。

(平成14年度から)

1 ホストシステム機器借上げ

平成13年度契約の1のうち、機械の賃借にかかる部分のみ。使用料で処理した。

2 ホストシステム運用委託

平成13年度契約の2及び3の内容に、1の機器の保守を含めて業務委託とする。OSやユーティリティソフトはこの契約の遂行のために必要な道具として、サービスとともに提供されるものとする。科目は委託料で処理した。

今回の対象とするホストシステム運用委託契約は、平成14年度契約の2が対象となる。
この効果としては、

- (1) 従来の借上げ契約と実態(委託的な内容を含む)との齟齬を解消する。
- (2) ホストシステムの運用全体を一括して委託することにより、専門的知識を投入して効率的な運用を図る。
- (3) 委託契約の仕様書でホストシステム運用の範囲を明確にし、従来あいまいになっていた役割分担を整理する。

などをあげており、ホストシステムに関する一括でのアウトソーシングとしての運用委託契約に変更となっている。

このホストシステム運用委託契約は本来複数年にわたる契約とすべきところ、単年度契約としており、区側にとってデメリットが多いものとなっている。

【意見】

ホストシステム運用委託契約については、中・長期的なビジョンに基づき、例年必ず行わなければならない契約である。したがって、区の契約は1年間で原則であるが、債務負担行為により数年間の契約とすれば、受託側において計画的・安定的な業務提供が可能となり、結果として費用の圧縮も期待できることから、債務負担行為についての検討が望まれる。

また、区の担当者からのヒアリングでは前例がないとのことであったが、最近では地方公共団体での債務負担行為に基づく長期継続契約の動きは出ており、地方自治法の改正などを踏まえて、十分検討に値するものであると考える。

但し、このような包括的な長期間の運用委託契約(アウトソーシング)においては、以下のようないメリットがある。

(メリット)

- (1) 関連する業務を包括的に単一事業者に発注することにより、システムの効率的な運用が図れるとともに、コスト削減につながる。ホストシステム運用委託契約の締結により、オペレーション業務の同一業者への統合がなされている。この結果、オペレーターの手空いた時間の有効活用や機械室の内部の機器に関する故障の範囲が委託業者となり、職員を起点にせずに修復が可能となるというメリットが生じる。
- (2) 事業者が創意工夫を生かす余地が拡大するため、サービスの効率化・高度化につながる可能性がある。ホストシステム運用委託契約の締結により、委託業者による毎朝の無人でのオンライン立ち上げの採用を検討しており、委託業者の負担で有効な手法を活用できる。
- (3) 同一業者によって運用管理するため、責任の所在を明確にできる。

しかしながら、反面としてデメリットも存在し、この点を克服しなければ委託業者との調整・管理についても十分実施することができず、委託業者主導の目的が明確でない、言い換えれば費用対効果のないシステム投資がなされてしまうこととなってしまふ。

(デメリット及び対応策)

- (1) 運用委託が一括になるほど、特に技術面でブラックボックス化してしまい、契約更新時に委託業者の見積に対して適正がどうかの判断ができなくなってしまう。
- (2) 運用委託が一括になるほど、委託業者の対象数が減ってくるため、競争の効果が働きにくくなる可能性がある。

上記のデメリットが考えられるが、この対応策として区側に企画・立案・調整能力を維持することが必須となる。このためには、まず区におけるホストシステムのみならず各担当課が所管している個別システムまで含めた区の情報システムの長期的な視野に立ったビジョン・計画の明示が必要と考えられる。

現状も「目黒区情報課ビジョン」を作成し、ビジョンの明示を行っているが、開発・導入するシステムの実施順序や担当所管、及び区の情報処理に関する共通基盤の考え方などを具体化し、効果的で効率的な情報化政策を進めていくことが必要と考える。特に、近年は技術の変化も激しい上に、電子自治体の流れやセキュリティの問題も重要となっている。また、地方公共団体での個別システムも含めた情報システムの全体最適化の動きや、情報システムの包括的なアウトソーシング、他の地方公共団体との共同開発や共同運営、さらに共同でのアウトソーシングなどの動きも出てきており、個別の情報システムという考え方から全体でとらえる必要がある。

次に、人材の面であるが、情報課の職員に技術面及び区の業務の理解に関する一定のスキルを維持することが必要であることは言うまでもないが、短期間での異動による専門性の不足が想定されるのであれば、CIO(各担当組織を情報サイドから総合調整する情報最高責任者)の設置を含めた組織的な仕組みづくりと計画的な人材育成を進める必要がある。

最後に、情報システムの導入においては、検討がされているが、事後的に評価する仕組みが存在しておらず、事後評価とその結果を反映させて仕組みが必要となる。マネジメントサイクルとの関連で、PDCA(PLAN-DO-CHECK-ACTION)といわれるが、導入で完了ではなく、有効に活用されているかの検証は不可欠となる。

現状のホストシステム運用委託契約において、サービスレベル(提供するサービスのレベル)を設定するとともに、セキュリティについてもセキュリティ管理要件書を策定するなどの工夫を行っている。

このため、債務負担行為となる場合のメリット・デメリットを十分に検討しつつ、また、デメリットについては対応が可能かどうかも検討し、実態に合わせた契約とすることが望まれる。

委託年度	予算額(円)	契約額(円)	契約の相手方
平成13年度	16,380,000	16,380,000	富士ソフトウェアビーシー
平成14年度	16,380,000	16,380,000	富士ソフトウェアビーシー
平成15年度	16,380,000	15,750,000	富士ソフトウェアビーシー

【委託契約の概要】

- ・ 「年間実施計画書」に基づき、入力検証予定を作成すること。
 - ・ 「入力検証予定表」に基づき入力作業を行うこと。
 - ・ パンチプログラムの作成及び維持管理を行うこと。
- 委託業務に関する作業職員の管理および委託業務全般に係わる進捗管理を行うこと。

< 随意契約でなく入札を実施すべきもの >

【問題点1】

データエントリー業務委託については、一社随意契約であり、特に他社との見積合わせは実施していない。この理由として、「当区で委託しているデータエントリー業務においては、キーボード操作の正確性、迅速性のみならず、主管課から持ち込まれるデータ内容、当区で採用しているデータエントリーマシンのプログラムにも精通していることが重要であり、本業務遂行のためには、事前の研修等が必要となるため、富士ソフトウェアビーシー(株)以外では当区のリスクが大きい。」としている。

しかしながら、税務などのホストシステムに関するデータエントリー業務自体は、納付書の入力や異動データの入力など基本的に用意されたデータをホストシステムの端末に入力するものであり、通常の地方公共団体では業務を分析・分解した結果として、データエントリー業務を職員が実施するものではなく外部の委託業者にアウトソーシングを行っている。区としても昭和63年3月までは職員が担当しており、4月から委託に切り替えていることから、この流れに沿ったものと考えられる。

【意見】

データエントリー業務委託については、一社随意契約であるが、内容は納付書の入力や異動データの入力など基本的に用意されたデータをホストシステムの端末に入力するものである。

区側は理由として「データエントリーマシンのプログラムにも精通していることが重要」としているが、仕様書においてもこの点は明示されておらず、また、平成10年度には入札を

実施していることから随意契約とする理由としては十分ではない。通常の地方公共団体でもデータエントリー業務については入札によることが一般的であり、今後入札について検討すべきである。

<「情報セキュリティ対策基準」を委託に関して遵守すべきもの>

【問題点2】

区におけるデータエントリー業務委託を昭和63年度から委託しているが、契約書については区の通常の契約書を使用している。この契約書においてセキュリティの面からは、前述の(NO. 112)と同様の問題がある。

【意見】

前述意見(NO. 112)と同様の、適切な対応が望まれる。

NO. 119 災害情報システム保守点検委託 総務部防災課

委託年度	予算額	契約額	契約の相手方
平成13年度	16,170,840	16,170,840	富士通(株)
平成14年度	16,170,840	16,170,840	富士通(株)
平成15年度	16,170,840	16,170,840	富士通(株)

【委託契約の概要】

1. 定期保守

予防保守を目的とした点検整備を年2回行う。

2. 緊急保守

障害の発生の連絡により、速やかに技術者を派遣し、復旧作業をする。

<システム導入時に保守に関しても検討すべきもの>

【問題点】

災害情報システムは災害発生時に災害活動を円滑に行うためのシステムであり、災害対

策本部が災害発生時に被害情報を把握し、り災証明書を発行するなどの機能を有している。

当該システムは平成10年4月1日に稼働し、保守については無償の期間があるため、平成11年4月1日からの契約となっている。しかしながら、導入時に保守の金額に関する検討はなされておらず、同様のシステムを導入している板橋区や杉並区などの他区からも災害情報システムに関する情報交換は行っているが、保守までの情報交換は行っていない。

【意見】

保守の金額は毎年の金額に大きな変動が生じるものではなく、一種の固定費的な要素を持っていることが多い。このため、情報システムを導入時にはインシャルのコストのみでなく、導入後のランニングコストを認識し、このランニングコストも十分考慮して導入するべきかどうかを検討することが必要である。担当者からは、災害情報システムの保守は、システムが正常かつ円滑に稼働できるよう、その機能の維持補修に関する保守作業の必要条件を定めているため、今後も必要であるとの話があり、この点からも固定費的な要素が強いことは明らかである。

また、平成16年度に保守料金を10%削減しており、金額はシステムが続く限り必要であるが、保守内容について精査することも重要とのコメントもあった。作業内容は前年と同じであるため、保守開始時の金額に問題がないのかという疑問が生じる。特殊なシステムで他社との競争が働きにくいいため、金額の妥当性が判明しにくいのも事実であり、導入時に他区との情報交換を行うとともに、保守も取り込んだ形で競争の効果を働かせることが重要である。

今後、システムの老朽化や総合庁舎への災害対策本部機能の移転検討(全部又は一部)による災害情報システムの見直しを課題としているとのことであり、この際には保守を取り込んだ形で金額の妥当性を検討することが必要である。

<個別システムに関するセキュリティ手順書を作成すべきもの>

【問題点2】

災害情報システムは、税務などのホストシステムと異なる個別システムであるが、災害発生時における被害情報管理などを行うため、住民情報を保有しており、情報の重要性は非常に高いレベルである。

このため個別システムに関して、個別システムに関する管理運用基準、セキュリティ実施基準といういわゆる手順書を作成して、情報流出やシステムダウンなどのセキュリティの面での問題を防止することとなっているが、この手順書が作成されていない。

【意見】

手順書を年度末までには作成するとのことであるが、災害情報システムは住民情報に関しても保有していることから重要性は高く、手順書に関して早期の作成を行う必要がある。

NO. 122 支援費システム開発委託 障害福祉課

委託年度	予算額(円)	契約額(円)	契約の相手方
平成13年度	—	—	—
平成14年度	21,683,000	21,682,500	日本電気公共ソリューション部
平成15年度	6,143,000	6,142,500	日本電気公共ソリューション部

【委託契約の概要】

支援費制度関係事務のOA化

<金額の妥当性の検討結果を明確にすべきもの>

【問題点1】

支援費システム開発委託については、一社随意契約であり、特に他社との見積合わせは実施していない。この理由として、「支援費システムの開発は、既存の保健福祉情報システムをベースに機能の新規追加及び既存機能の変更を行うものである。保健福祉情報システムは、日本電気株式会社が開発した「ささえ」を区の仕様にカスタマイズしたものであり、著作権は同社が保有しているため他の業者では追加・変更ができない。」としている。

また、委託業者からの見積書によると、以下の内訳となっている。

委託料金(消費税別)

1.統計資料 居宅介護統計	130万×2.5人月=	325万
2.サービス提供実績一括取込	130万×2.0人月=	260万
計		585万

一人月の単価については日本電気株式会社の内部基準に基づくとのことであるが、この一人月の金額の妥当性に関する検討はなされていない。また、かかる人月に関してもこの妥当性の検討がなされていない。特に、上記の理由から他社との見積合わせや他区における類似システムでの金額の情報収集は行っておらず、区における積算表も存在しない。

【意見】

支援費システム開発委託については、一社随意契約であり、既存の保健福祉情報システムをベースに機能の新規追加及び既存機能の変更ということから、他社の見積合わせも実施していない。

SE業務に関する単価の妥当性について検討を行っていないが、現状の委託業務での一人月が130万円となっている。これは、日本電気株式会社の内部基準に基づくとのことであるが、パッケージ導入後の開発は相手業者からの金額の提示をそのまま受け入れるということでは、競争性も働かず、金額が高止まりするケースが想定される。

例えば、情報課が担当する開発案件では、他の業者における見積合わせを行っていない一社随意契約で一人月が120万円という案件がいくつかで見られ、見積合わせを行っているケースでは区の側での作業量としての見積に基づくNO. 107で述べたように、一人月は84万円から93万3,000円程度の案件がある。

また、今回のケースは要員経験などの基準は設定されていないが、近隣自治体の積算表での金額は、5～10年の経験を要するSE業務では一人月は93万6,000円である(10年以上は132万2,000円)。

単価については、委託業者の内部基準でなく、例えば他区における類似システムでの金額の情報収集を実施したり、情報課の協力の下に市場単価という実勢を確認したりして金額の妥当性を検討すべきである。

作業量という点からも、統計関連に2.5人月、サービス提供実績一括取込に2人月かかるのは妥当であるかという検討がなされておらず、過大に人月が計上されているかどうかの検討が必要である。情報課ではさらに、詳細な積算の資料を入手し、何を行うのかを明らかにし、そこでの人月の妥当性を検討している。最低限、詳細な資料を入手し、入札のように競争原理を働かせにくいものについては、情報課の協力を仰いで積み上げの妥当性に関する検討を行うことが必要である。

なお、同様のシステムを導入している区との間で開発に関する共同化の動きがあるとのコメントがあったが、同様のカスタマイズを個別の区で行うよりも共同で実施した方がコストの引き下げにつながる可能性があるため、今後もその共同化に積極的な取り組みをすることが望まれる。

<個別システムに関するセキュリティ手順書を作成すべきもの>

【問題点2】

支援費システムは、税務などのホストシステムと異なる個別システムであるが、支援費に関して住民情報システムとのデータ授受が生じており、住民情報を保有していることから、

情報の重要性は非常に高いレベルである。

このため個別システムに関して、個別システムに関する管理運用基準、セキュリティ実施基準といういわゆる手順書を作成して、情報流出やシステムダウンなどのセキュリティの面での問題を防止することとなっているが、この手順書が作成されていない。

【意見】

手順書を年度末までには作成するとのことであるが、支援費システムは住民情報に関する情報も保有していることから重要性は高く、手順書に関して早期の作成を行う必要がある。

<「情報セキュリティ対策基準」を委託に関して遵守すべきもの>

【問題点3】

区における支援費システム開発委託を平成14年度から委託しているが、契約書については区の通常の契約書を使用している。この契約書においてセキュリティの面からは、以下の記載がなされている。

① 第2条 乙(委託業者)は、上記契約に関する一切を担当し、これを第三者に委託することはできない。

ただし、甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

② 第8条 乙は従事員の行為について一切の責任を負うものとし、乙が作業実施中に甲及び第三者に損害を与えた場合には、乙は損害賠償の責を負うものとする。

③ 第11条 乙は、この契約によって知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

また、区側で別途仕様書を作成しており、仕様書においてセキュリティの面からは、以下の記載がなされている。

④ 本保守の遂行により知り得た業務上の秘密は、本保守の有効期間中及びその終了後も一切他に漏洩してはならない。

⑤ 二次委託を行う場合は、機器別の担当会社名を書面により契約締結時に通知しなければならない。

区として、情報セキュリティに関して「情報セキュリティ対策基準」を策定しており、この第16で委託に関して以下の記載がなされている。

区の業務を委託により行う場合は、以下の対策をとるものとする。

1 委託先がセキュリティ対策の趣旨を理解し、本基準と同等以上のセキュリティ対策をとるものとするよう指示等する。

- 2 委託先が区と協議なしに再委託を行うことのないよう指示等する。
- 3 区はセキュリティ対策の実施状況確認のため、委託先への立ち入り検査など適切な方法により必要な調査を行う。
- 4 委託先がセキュリティに関する事故、欠陥、誤動作が発生した場合に速やかに区に報告を行うよう指示等する。

また、目黒区電子情報処理規則第二十三条においても同様の記載がなされている。

しかしながら、契約書及び仕様書の中で、「情報セキュリティ対策基準」と同等以上のセキュリティ対策をとるものとするよう指示等はされておらず、立ち入り検査に関する文言も記載されていない。また、委託業者におけるセキュリティ対策をどのように構築しているかについての記述もないことから、委託先がセキュリティに関する事故、欠陥、誤動作が発生した場合に速やかに区に報告を行うことは難しいと考えられる。

【意見】

個人情報保護法の施行を受け、個人情報の保護が必須であるとともに、個人情報以外にも、情報公開条例等で不開示とされている情報のように外部に公表できない機密情報が存在しており、高い情報セキュリティ水準が要求される。特に、委託契約の対象は住民記録系・財務系の端末機器に関する保守委託であり、ホストシステムに関連している機器であることから、重要性は高いと言わざるを得ない。

過去の情報漏洩の事件において、委託業者からの漏洩が発生しており、委託に関する契約書・仕様書上で情報セキュリティ対策を明確にすることが必要となってくる。

現状では、「情報セキュリティ対策基準」で委託に関して、委託先に「情報セキュリティ対策基準」と同等以上のセキュリティ対策を要求しているのに対して、契約書・仕様書では必ずしも十分な内容となっておらず、最低でも、①「情報セキュリティ対策基準」と同等の対策を取ることに関する指示、②区による立ち入り検査権限の明記、③事故報告など緊急時における報告義務、の三点に関する記載は必要である。

さらに、委託業者が守秘義務や契約書・仕様書の義務違反の場合における損害賠償義務の明記、要員派遣に関して委託業者の責任者及び本人の双方からの機密保持等に関する誓約書等を提出させることなども有効と考えられる。

委託年度	予算額(円)	契約額(円)	契約の相手方
平成13年度	17,631,036	15,267,046	(財)東京都環境整備公社(公社への委託は13年度まで)
	11,760,000	11,760,000	日本電気公共ソリューション事業部(14年度からのNECへの開発委託)
平成14年度	14,700,000	14,249,970	日本電気公共ソリューション事業部
平成15年度	14,700,000	14,249,970	日本電気公共ソリューション事業部

【委託契約の概要】

- ・ 粗大ごみ業務システム運用保守(運営環境整備、障害対応、作業報告、機能拡張検討など)
- ・ 粗大ごみ申告受付業務(電話・インターネットによる申込受付登録、受付オペレーター教育、センター運営作業報告など)

<金額の妥当性の検討結果を明確にすべきもの>

【問題点】

粗大ごみ業務に関しては、平成13年度までは東京都環境整備公社に委託していたが、平成14年度から民間委託に切り替えている。切り替えに際してシステムを開発しているが、品川区及び世田谷区も同時期に利用することから、3区で共同して仕様に関するすり合わせを実施している。委託業者と3区合同で定例的に会合を開催しているが、単価に関する関係は行っていない。なお、現在は中野区も導入しているが委託者との定例的な会合は個別に行っている。

1件当たりの単価を216.62円としており、件数の想定は約5万8,000件である(別途、約140万円程度のソフトウェア保守などの経費が発生している)。この内容の主なものは、オペレーターにかかる人件費であり、平成16年度の単価設定も同じ金額で、件数の想定が5万9,000件となっている。

ハードウェアに関しては、ごみ減量課及び清掃事務所に設置した粗大システム用の端末機器類は個別の購入であるが、サーバー機については、委託業者提供の同じハードを使用しておりハードディスクに関して切り分けている。この保守に関しては5年間を前提としている。

【意見】

システム開発において他の区と仕様の共同化を行うことは、個別にシステム開発するのに比してコスト削減につながり、望ましいことである。

しかしながら、オペレーターなどの実際に運営に関するコストについての積算は行われておらず、他の区との情報交換も実施していない。1社随意契約で他社からの見積もりを取っていないことから詳細な積算に基づく一般的なオペレーターの金額に関する検討及び他の区との情報交換による金額の妥当性の検討が必要である。

また、例えば目黒区は受付時間が通常夜7時までに対して品川区が9時までのように運営形態に差があるとのことだが、オペレーターとしての基本的な業務に差がある訳でなく、オペレーター業務に関する共同での他区との運営が可能となれば更なる価格面での引き下げが検討できるため、この点も考慮していく必要がある。

さらに、民間委託に切り替えた理由の一つが電話に対する応答率の向上ということであるが、定例の会合での報告はあるが、契約ではこの点は明確化されていない。品質面で一定水準を図るという点及び契約金額の明確化という点からもサービスに関する合意として応答率などの条件を明記することが望まれる。

NO. 127 小・中学校コンピュータ保守委託 学務課学事係

委託年度	予算額(円)	契約額(円)	契約の相手方
平成13年度	13,844,985	13,844,985	大塚商会
平成14年度	24,596,565	24,596,565	大塚商会
平成15年度	26,295,360	26,295,360	大塚商会

【委託契約の概要】

教育用コンピュータ機器等のハードウェア・ソフトウェア・ネットワークメンテナンス及び機器の障害等に関する保守委託である。

<金額の妥当性の検討結果を明確にすべきもの>

【問題点】

この契約は教育用コンピュータ機器等の維持に関するものであり、平成9年度から実施している。この見積書を確認したところ、各学校に対して一校当たり一式でいくらとなっており、仕様書にあるパーソナルコンピュータやスキャナーのような詳細な積み上げとなっており、区側も詳細な内訳資料を徴求していない。

【意見】

本来、一式でなく、仕様書にあるパーソナルコンピュータなどの品名毎に保守の金額を積み上げていくことが必要であり、例えば一部を使用しなくなったケースにおいて、その部分はずす際の金額は不明になってしまうという問題が生じる可能性がある。また、詳細に内容を検討することによって、目黒区における他の案件で同じ物を保守しているケースであれば比較することが可能となる。

詳細な見積に基づき、金額の妥当性の検討を行うことが必要である。

【システム・コンピュータ関係の保守委託・運用委託等契約一覧表】

(単位:円)

NO	業者名	件名	契約金額	担当部課名	指摘意見
106	CSK	国民年金システム再開発委託	17,640,000	企画経営部情報課	
107	CSK	住記系システム保守委託	86,310,000	企画経営部情報課	○
108	CSK	税務システム修正委託(新証券税制分)	8,568,000	企画経営部情報課	○
109	CSK	全国住民基本台帳ネットワークシステム開発委託(第5期分)	5,796,000	企画経営部情報課	
110	CSK	中規模システム操作記録開発委託	5,775,000	企画経営部情報課	○
111	アビームコンサルティング	財務情報システム保守及び運用支援委託	15,120,000	企画経営部情報課	○
112	アルプ	端末機器(住民記録系・財務系)保守委託	16,130,740	企画経営部情報課	○
113	松下電器産業	グループウェアソフト使用	16,012,500	企画経営部情報課	
114	日本アイ・ビー・エム	イントラネットシステム保守運用委託	12,348,000	企画経営部情報課	○
115	日本アイ・ビー・エム	ネットワーク機器保守委託	30,565,500	企画経営部情報課	○
116	日本アイ・ビー・エム	ホストシステム運用委託	269,967,600	企画経営部情報課	○
117	富士ソフトエービーシ	データ・エントリー業務委託	15,750,000	企画経営部情報課	○
118	パスコ 東京支店	目黒区建築図面CAD化委託	9,628,500	総務部施設課	
119	富士通	災害情報システム保守点検委託	16,170,840	総務部防災課	○
120	日本アイ・ビー・エム	介護保険カスタマイズ保守委託	10,500,000	健康福祉部介護保険課	
121	日本アイ・ビー・エム	介護保険システム保守委託	12,030,858	健康福祉部介護保険課	
122	日本電気	支援費システム開発委託	6,142,500	健康福祉部障害福祉課	○
123	ヤチホ	道路管理支援システムデータ作成委託	5,880,000	都市整備部道路管理課	
124	日本エレクトリック・インスルメント	水防監視システム保守委託	5,229,000	都市整備部土木工事課	
125	三和航測	緑の実態調査に伴う樹木等調査及びデータ入力委託	9,082,500	都市整備部みどり公園課	
126	日本電気	粗大ごみ業務システム運用委託	14,249,970	環境清掃部ごみ減量課	○
127	大塚商会 首都圏官公文教販売課	小中学校コンピュータ保守委託	26,295,360	教育委員会学務課	○
128	松下電器産業	図書館情報システム保守委託	14,878,500	教育委員会八雲中央図書館	
	合計(23)		630,071,368		

第4 監査結果に基づく提言

目黒区社会福祉事業団には区の各種福祉施設を委託しているが、委託事業の執行にあたる事業団に対しての基本的な事項について、また、システム・コンピュータ関係についてはソフトウェアという無形の委託業務であることから、その評価あるいはセキュリティに対しての基本的な事項について、特に意見を付すものである。

1. 事業団にかかる委託について

(1) 計画について

(社福)東京都社会福祉協議会が評価した「福祉サービス第三者評価結果報告書」にもあるが、事業団では長期の収支計画が策定されていない。今後、平成18年の指定管理者制度導入に向けて厳しい経営環境が想定される。介護報酬等コストに対する経営感覚が必要なことから、運営と同時に経営の視点に立脚した、安定した経営基盤を目指した長期収支計画の作成が必要である。

民間ではビジョンに基づいた青写真である中長期計画を策定し、その計画の進捗管理を行いながら、計画の修正も含めて適切な実現を図っていくのが通常である。また、コスト分析に基づいた評価も併せて実施するものである。

本来、事業団の位置付けとして区から独立して存在させるのであれば、事業団としてのビジョンと具体的な中長期的な計画を明らかにし、その計画の進捗管理をしながら適切に実行するとともに、区の政策との整合性を取りながら、必要時には適時に修正していくことが本来あるべき姿といえる。

結論として、事業団は区との政策の関連性および事業団の存在意義を踏まえて、ビジョンと中長期的な計画を早期に策定することが望まれる。

(2) 人件費について

事業団の運営に当たっては人件費が占めるウエイトが約65%と高い。この要因のひとつには事業団の給料表が、区の職員給与と横並びになっていることがあげられる。このもととなっているのは昭和46年7月の「社会福祉事業団の設立及び運営の基準について」という国(当時厚生省、現在の厚生労働省)からの通知によるものである。

その中で「事業団の職員の処遇(給与、退職金)は事業団を設立した地方公共団体の職員に準ずるものとする。ただし、各職員の格付にあたっては、単純に年功的処遇を行うの

ではなく、職務に応じた給与の支給等適切な配慮を加えるものとする。」となっている。

しかし、この通知以後、事業団を巡る社会経済情勢は大きく変化してきて、民間にできることは民間に委ねる等、規制改革や地方分権の推進が行われていることに鑑み、平成14年8月に厚生労働省から「社会福祉事業団等の設立及び運営の基準の取扱いについて」の通知がだされている。

それによると、昭和46年の通知は今後も存置するとしながらも、その基準については、国についてその適正な処理を特に確保する必要がある法定受託事務について定められる処理基準のように、これによることを義務付けるものではないとしている。

これは地方自治法第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言としての位置づけを有するものであり、その旨を明確化するものであるとしている。

このことは自治体においては、この昭和46年の通知に必ずしもしばられる必要はなく、一つの在り方を示したものとして、事業団等を運営するに当たっては、地域の実情を踏まえ、同基準に定める個々の項目について創意工夫を生かした対応が可能であるとしている。

今後、区及び事業団は民間の事業者との競争の中で果たして現行の給与体系制度でいいのか、経営改善・体質強化のため給与制度・人件費の見直しをしていくことが必要と思われる。

(3) 組織について

役員等についても上記の昭和46年の通知により、理事長が区長、副理事長が助役であるという執行体制になっている。しかしながら、時代の変遷により、事業団は住民の需要に応じた利用者本位のきめ細かな福祉サービスを提供し、新しい時代に求められる役割を十分に果たしてゆくことが重要である。

このような「充て職」で迅速な意思決定、責任ある経営が果たしてできるのか、組織のあり方についても見直しをされたい。

例えば事業団の事案決定手続き規程において、物件の買入れ、請負・委託は1,500万円を超えるものについては理事長(区長)決定、500万円を超え1,500万円以下のものは常務理事決定となっている。

しかし、現状における決定手続きをみると、平成15年度には委託料の契約案件のうち理事長決定を行ったものが12件、常務理事決定のものが4件ある。しかし、その大半は通常の業務委託に係わるものであり、稟議文書は副理事長(助役)を経由し、形式的に理事長(区長)の決定をとっているにすぎない。

各施設の管理運営に関する委託契約についても、区の契約担当者は区長であるため、受託者である事業団の理事長(区長)が契約者となると民法の双方代理の禁止事項に抵触するおそれがある。このため区とのこのような契約や契約変更等については常務理事名で区長と契約を交わすなどして便宜的な処理が行われている。

また、事業団の定款には「この法人の業務の決定は、理事をもって組織する理事会によって行う。ただし、日常の軽易な業務は理事長が専決し、これを理事会に報告する」となっている。これをうけて定款の施行細則で①事業を執行するため、必要な組織を設けること②職員の任免その他の職員の人事管理・労務管理に関すること③予算の範囲内において契約を締結すること等15項目が専決事項として定められているが、このことも実態からかけはなれたものとなっている。日常的に発生する軽易な事項の処理については、常務理事以下の組織をもって対応すべきものとする。

区長が事業団運営のトップであることについて、以上の点からもみても執行体制のあり方を検討する必要がある。権限委譲を図るとともに、組織についての見直しを図るよう提言するものである。

(4) 計算書類について

事業団の経理規程のうち計算書類に関する主たる事項は以下のとおりである。

(会計処理の基準)

第 2 条 本法人の会計に関しては、法令及び定款並びに社会福祉法人会計基準及び授産施設会計基準に定めあるもののほか、この規定の定めるところによる。

(事業報告)

第 7 条 本法人は、毎会計年度終了後2ヶ月以内に次の書類を作成しなければならない。

- (ア) 資金収支計算書及び資金収支決算内訳表
- (イ) 事業活動収支計算書及び事業活動収支内訳表
- (ウ) 貸借対照表
- (エ) 財産目録

(勘定科目)

第 14 条 勘定科目は、別表 1 のとおりとする。

別表1-1 社会福祉事業会計・公益事業会計資金収支計算書勘定科目(抜粋)

大区分	中区分	説明
介護保険収入	介護保険収入	介護保険制度に基づく報酬等をいう
〇〇事業収入	〇〇事業収入	事業の内容を示す名称を付した科目で記載する
経常経費補助金収入	経常経費補助金収入	経常経費に係る地方公共団体からの補助金収入をいう

別表1-4 授産施設会計資金収支計算書勘定科目(抜粋)

大区分	中区分	説明
〇〇事業収入	〇〇事業収入	事業の内容を示す名称を付した科目で記載する
経常経費補助金収入	経常経費補助金収入	経常経費に係る地方公共団体からの補助金収入をいう

(決算報告)

第 34 条 会計責任者は、毎会計年度末日において決算整理をし、資金収支計算書、資金収支決算内訳表、事業活動収支計算書、事業活動収支内訳表、貸借対照表及び財産目録を作成し、理事長に提出しなければならない。

上記規程に基づき事業団の決算報告書を検討すると、以下の事項において見直しが必要である。

1. 第 7 条において作成すべき計算書類のうち資金収支決算内訳表及び事業活動収支内訳表が作成されていない。
2. 事業団の決算報告書を閲覧すると各会計の勘定科目は以下のとおりで、本部事務局を除き経理規程に準拠していない。

経理区分	大区分	中区分
社会福祉事業会計		
本部事務局	経常経費補助金収入	経常経費補助金収入
特別養護老人ホーム	介護保険収入	受託収入
高齢者在宅サービスセンター	介護保険収入	受託収入
痴呆症高齢者デイホーム	介護保険収入	受託収入
在宅介護支援センター	介護保険収入	受託収入
東根荘	経常経費補助金収入	経常経費補助金収入
心身障害者センター	経常経費補助金収入	経常経費補助金収入
大橋えのき園	経常経費補助金収入	経常経費補助金収入
授産施設会計		
かみよん工房	経常経費補助金収入	経常経費補助金収入
公益事業会計		
高齢者センター機能訓練室	経常経費補助金収入	経常経費補助金収入

3. 事業団の決算報告書を閲覧すると各会計の勘定科目は次のとおりである。経理規程と異なる整理をしていることが見受けられる。

すなわち第14条の別表を参照すると、上表のように運営管理委託契約に基づいて得た収入を「介護保険収入」あるいは「経常経費補助金収入」として処理してよいのか疑問である。大区分及び中区分においても「受託事業収入」とすべきではないか。これでは決算報告書の読者に誤解を与える表示と思われる。

また、本部事務局の業務が補助金によって運営されていることについては、その業務が各施設に対する共通業務であることから各委託契約額の中に共通の本部事務費として按分のうえ含めるべき金額(費用)ではないか。また、このように区から受けている収入が「補助金」と「委託料」に分かれていると事業団全体への予算規模を判断しにくい状況にしている。指定管理者制度の導入を前に、区においても補助金か委託費かの考え方を明確にする必要がある。

2. システム・コンピュータ関係の委託について

(1) 金額の妥当性について

システム・コンピュータ関係の金額の妥当性は、単年度契約でありながら実質は長期契約を前提としている点、特にソフトウェアでは無形であり評価が行いにくい点などから通常の物品と比較すると検討が難しいと考えられる。一度導入されると、翌年度以降は随意契約となる傾向が強く、その妥当性の評価はさらに難しいものとなる。

このためにも、特にソフトウェア(仕様書・見積書・成果物など)を中心として、以下に述べるいくつかの点を取り組んでいくことが必要と考えられる。

第一に、ソフトウェアに関する仕様書の詳細化である。特に、情報課以外の個別システムにその傾向が現れているが、業者においては仕様書が曖昧であるとプログラムの手戻りが発生するため、そのリスク分を含めて見積金額を算定することとなるため、実現したい業務の内容である業務要件を明確化することによって、仕様書の精度は大幅に向上し、業者による見積の曖昧さを減少させることができる。

第二に、見積に対する詳細な内訳の入手である。見積書において一式の記載が散見されるが、これでは区側で適切な評価は行うことができない。どのような作業をどれだけの時間(工数)で行うのかを単価を含めて開示させることが必要となる。

第三に、結果に対する評価作業の実施である。現状では納入されたものが使えるかを検収しているのみであるが、例えば統一的なチェックリストを作成して、定型として決められた資料は提出させることが考えられる。開発であれば単体テスト報告書や結合テスト報告書などの提出が、保守・運用であればサービスレベル(サービスの定義、範囲、内容、品質、達成目標に関する合意)を明確にするとともに故障などのトラブル時の復旧時間などの評価指標

を盛り込み、この達成度の報告を提出することが考えられる。

第四に、他の地方公共団体や業者の情報や見積の入手である。第一から第三に述べたように、曖昧さを排除して可視化することによって、他との比較が行いやすくなる。そして、他の地方公共団体での情報はもちろんのこと、業者についても合い見積もりが可能であれば積極的に入手していくことが必要となる。

そして、システムの導入にあたっては、当該システム導入後の修正・再開発や保守・償却費用など運用全体に対するトータルコストの観点からも金額の妥当性を検証し、さらに個別具体的な費用細目に対しても必要性・対価性の観点から細目の金額をひとつひとつ検証することが必要である。また、契約の面での債務負担行為による複数年度契約やサービスレベルの合意などの問題も十分検討する必要がある。

今後のIT化をより効率的・効果的に進めるために、上記で述べた取り組みや検証を実行しうる人材の育成や情報CIO(各担当組織を情報サイドから統括する情報最高責任者)の設置などIT化推進体制の整備を図ることが望まれる。

(2) セキュリティについて

個人情報保護法の施行や最近の情報流出の事件もあり、セキュリティについての関心は高まってきている。過去の情報漏洩の事件において、委託業者からの漏洩が発生しており、委託に関する情報セキュリティ対策を明確にすることが必要となってくる。

「情報セキュリティ対策基準」において、委託先に「情報セキュリティ対策基準」と同等以上のセキュリティ対策を要求しているのに対して、契約書・仕様書上で不十分なものが散見されたため、この点は改善していくことが必要となる。

また、個別システムに関して、個別システムに関する管理運用基準、セキュリティ実施基準といういわゆる手順書を作成して、情報流出やシステムダウンなどのセキュリティの面での問題を防止することとなっているが、この手順書が作成されていない部署がいくつかあり、この点も改善していくことが必要となる。

(3) 私用PCの取り扱いについて

区におけるの住民記録系及び財務会計系端末装置の維持及び保守委託に関連して、現場の視察を行ったところ、私物としてのパソコン(私用PC)の利用が散見された。

区における区内LANには接続は許可しておらず、私用PCのネットワーク接続による情報流出の問題はないと考えられるが、そもそも私用PCを利用して業務を行われるという現状は、望ましいものではない。特に、私用PCを利用するというのは、職員からの機器を無償によって区が利用していることに他ならない。

また、最近ではUSBを利用した大容量のバックアップメディアが出現しており、たとえ庁内LANには接続していなくとも、庁内LANに接続したPCからデータが私用PCにコピーされる可能性がある。

本来的には私用PCは、職員からの機器を無償によって区が利用していることに他ならず、セキュリティの面からも情報流出につながる可能性があることから望ましいものではない。このため、可能な限り1人1台の体制の確立を急ぐことが望まれる。特に、今後の電子決済を考慮すると、1人1台は必須と言える。

しかしながら、私用PCが使用されている現状からは、突然使用を禁止することは業務の停滞につながり、行政サービスの提供に滞りを生じてしまうことになり、困難である。また、庁内LANには接続を禁止しており、ネットワーク上からの情報流出は防いでいる。

このため、私用PCを利用している現状を認識し、区と職員との間で私用PCを利用する際には使用に関しての確認やセキュリティの面からも情報流出を防ぐための確認を交わすことが必要である。また、私用PCで作成したデータに関してのコンピュータウイルスの問題を防ぐために、ウイルスソフトのライセンスの供与やパターンファイルの提供、業務において必要なソフトについてもライセンスの供与を行うことについても検討が必要である。

第5 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上